

第2期上板町子ども・子育て支援事業計画

《キャラクター名：かきじい》



上板町の観光イメージキャラクターとして町内外から広く募集し2014年3月3日に誕生。

令和2年3月
上板町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 計画の策定体制	3
6 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	4
第2章 上板町の子どもと家庭を取り巻く状況	10
1 人口・世帯の状況	10
2 結婚・就業の動向	16
3 保育所・幼稚園・学校の状況	18
4 子ども・子育て支援に関する各種事業の状況	21
5 アンケート調査結果の概要	25
6 現状と課題	35
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 計画の基本理念	37
2 計画の基本的な視点	38
3 基本目標	39
4 施策体系	41
第4章 施策の展開	42
基本目標1 地域における子育ての支援	42
(1) 幼児期の学校教育・保育の充実	42
(2) 地域における子育て支援サービスの充実	43
(3) 子育てに伴う経済的負担の軽減	44
(4) 子育て支援ネットワークの充実	45
基本目標2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	46
(1) 安心して出産できる保健・医療体制の整備	46
(2) 健やかに育つための保健・医療体制の整備	46
基本目標3 支援が必要な子ども・家庭への取り組み	48
(1) 児童虐待の防止	48
(2) ひとり親家庭の自立支援	48
(3) 子どもの貧困対策の推進	49
(4) 障がい児施策の充実	50
基本目標4 子どもの教育環境の整備	51
(1) 次代の親の育成	51

(2) 学校教育の充実	51
(3) 子どもの健全育成	52
(4) 家庭や地域の教育力の向上	53
基本目標5 安心・安全の子育て環境づくり	55
(1) 子育てを支援する生活環境の整備	55
(2) 子どもの安全の確保	55
第5章 事業計画	57
1 教育・保育提供区域の設定	57
2 各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策	57
3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	61
第6章 計画の推進に向けて	72
1 推進体制	72
2 計画の広報・啓発	72
3 国・県との連携	72
資料編	73
1 上板町子ども・子育て支援事業計画策定の経過	73
2 上板町子ども・子育て会議条例	74
3 上板町子ども・子育て会議 委員名簿	75

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

急速な少子高齢化の進行は、就労環境の変化をはじめ、地域社会の活力の低下をもたらしており、近年、結婚や子どもを産み育てることに対する意識等も変わってきています。上板町においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況のなか、国においては、次世代の社会を担う子どもを健やかに産み育てる環境整備を図るため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。

その後、平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の見直し・改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定され、幼児期における学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年に本格的に開始しました。

子ども・子育て支援新制度では、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指しています。

本町では、子ども・子育て支援制度に基づき、平成 27 年に「上板町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、家庭や地域、企業や教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携し、協働しながら、子どもや子育て支援のための取り組みを進めてきました。今後も、子どもの健やかな育ちを支え、子どもの最善の利益を守るとともに、結婚や出産・子育てがしやすい環境づくりなど、子どもを産み健やかに育てるための課題を解決するためには、「幼児期における質の高い教育・保育の総合的な提供」や「保育の量的確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みが必要となります。また、子どもや子育てを取り巻く社会状況の変化により、支援を要する子どもの増加、貧困問題、定住外国人の増加など、新たな行政需要も生まれています。

そこで、令和2年度から令和6年度の5年間を一期とする「第2期上板町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、基本理念の下、住民総ぐるみで妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援に取り組む社会の実現を目指します。

2 計画の性格

(1) 位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけられ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して策定を行う必要があります。

また、本町の最上位計画である「上板町総合計画」をはじめ、各種法律に基づく様々な関連計画と整合を図り、効果的かつ効率的な施策の推進及び進行管理に努めます。

(2) 次世代育成支援行動計画等との関係

次世代育成支援対策推進法は、平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法として成立されましたが、平成26年の改正によりさらに10年間延長され、行動計画については任意策定となりました。

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」の考え方を継承するものとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

なお、本計画期間において様々な状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合、随時計画の見直しを行っていきます。

平成 22～26 年度	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
次世代育成支援行動 計画（後期計画） 	第 1 期計画									
	中間 見直し 改定					第 2 期計画				
										改定

4 計画の対象

本計画の支援の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでのおおむね18歳までの子どもとその家庭とします。また、子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体など地域社会を構成する全ての人も対象とします。

5 計画の策定体制

(1) アンケート調査（ニーズ調査）の実施

本計画の策定にあたり、子育て中の親や子どもの生活実態、意見・要望等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、未就学児童の保護者、小学生児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

(2) 子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、検討機関として子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子どもの保護者等からなる「上板町子ども・子育て会議」を設置、開催して、本町における子ども・子育て支援のあり方について審議し、その意見を踏まえて策定しました。

(3) 国・県との連携

計画策定に当たり、国や県の示す考え方や方向性等と整合性を確保しながら策定しました。

6 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

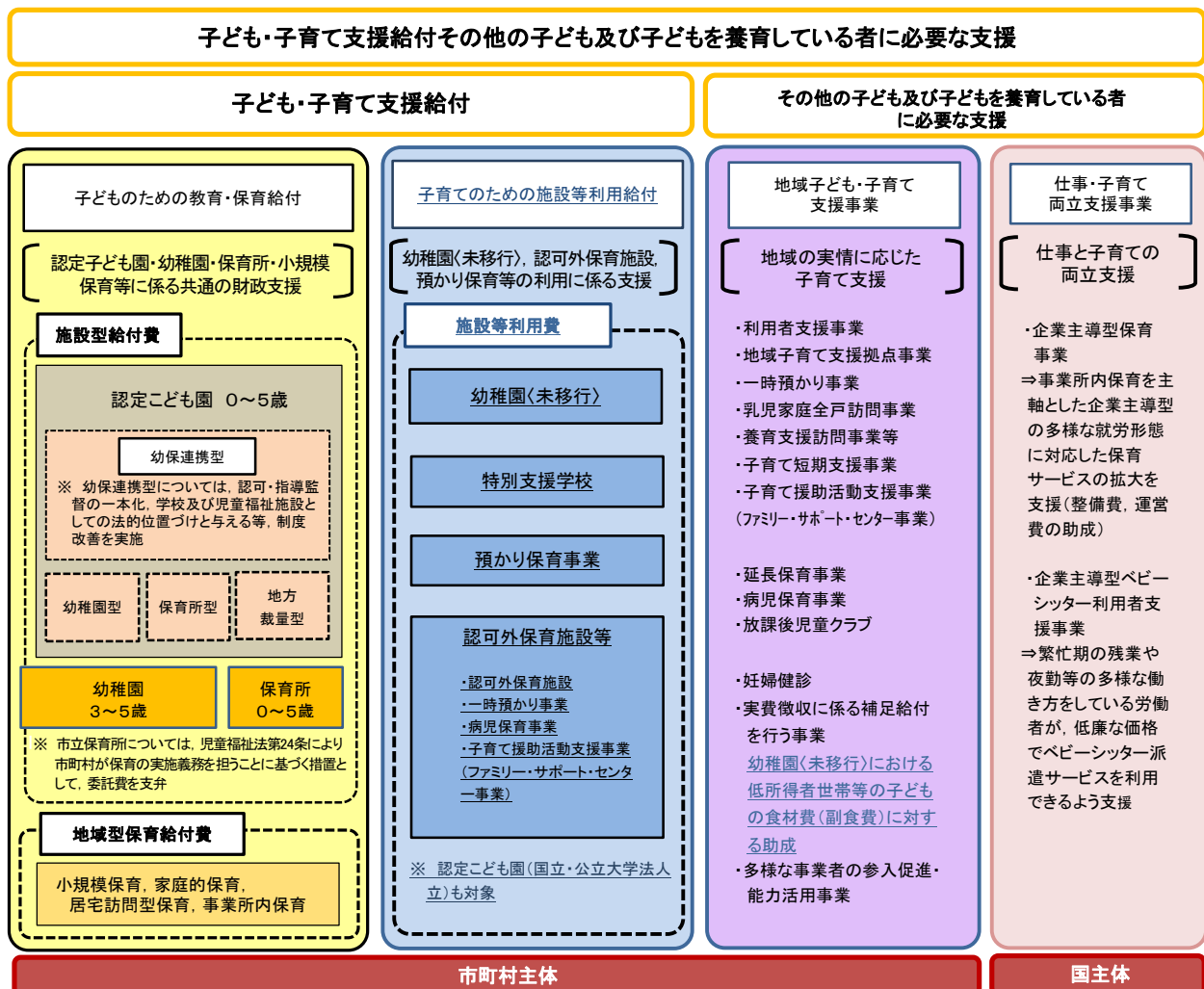
(1) 制度の全体像

子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て新支援制度は、「子ども・子育て支援給付」と「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」に大別されます。

その中で、市町村主体となるのは「子ども・子育て支援給付」における「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」における「地域子ども・子育て支援事業」です。

また、「子育てのための施設等利用給付」は、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、新たに新設された給付です。

【制度における給付・事業の全体像】



出典：内閣府「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案について」

幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもの利用料が無償化されます。無償化の期間は、幼稚園については満3歳（3歳になった日）から、保育所については3歳児クラス（3歳になった後の最初の4月以降）から無償化となります。

食材料費や通園送迎費、行事費などは無償化の対象外となり、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、年収 360 万円未満相当世帯の子どもと、すべての世帯の第2子以降の子どもについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除となります。

預かり保育の利用料については、町から保育の必要性があると認定を受けた場合に、幼稚園等の保育料の無償化に加え、月額上限額 11,300 円までの範囲で無償となります。

なお、0歳から2歳児の子ども利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。

① 子ども・子育て支援給付

ア 子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

【施設型給付】

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の3つの給付構成が基本となっています。

【施設型給付】

名称	対象年齢	概 要
幼稚園	3～5歳児	3歳から就学前の子どもに適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設です。学校教育法に基づいています。 通常の就園時間の利用、幼稚園の預かり保育、通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ。 子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園は利用料が無償となります。
認可保育所	0～5歳児	保護者の労働や疾病などの事由により保育の必要な0歳から就学前の子どもを保育することを目的とした施設です。国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のものです。児童福祉法に基づきます。 0～2歳児は住民税非課税世帯、3歳児以上は利用料無償となります。
認定こども園	0～5歳児	幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設です。 0～2歳児は住民税非課税世帯、3歳児以上は利用料無償となります。

【地域型保育給付】

町による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

【地域型保育給付】

名称	対象年齢	概 要
小規模保育事業	0～2歳児	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、保育することを目的とする施設において、保育を行う事業です。利用定員は6人以上19人以下です。
家庭的保育事業		主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、家庭的保育者※の居宅その他の場所において、保育を行う事業です。利用定員は5人以下です。
事業所内保育事業		事業主（企業）等が、主に満3歳未満の、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする乳幼児についても、事業主等が設置する施設等で保育を行う事業です。
居宅訪問型保育事業		主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、乳幼児の居宅において、家庭的保育者※による保育を行う事業です。

※家庭的保育者……町などが行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、保育を必要とする乳幼児の保育を行う者として町が適当と認めるもの。

【地域型保育事業の構成】

認可 定員	19 人以下	小規模保育 事業主体：市町村、民間事業者等		事業所内保育 事業主体： 事業主等
	6人以上	居宅訪問型 保育 事業主体：市町村、 民間事業者等		
	5人以下			
	1人以上			
保育の 実施場所等		保育者の居宅その他の場所、施設 （右に該当する場所を除く）	保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども ＋ 地域の保育を必要とする 子ども（地域枠）

イ 子育てのための施設等利用給付

「幼稚園（子ども・子育て支援新制度へ未移行）」、「認可外保育施設」、「預かり保育」等の利用に係る支援を行います。

【子育てのための施設等利用給付】

名称	対象年齢	利用支援の内容
幼稚園（子ども・子育て支援新制度へ未移行）	満3歳～5歳児	新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化となります。
特別支援学校の幼稚園部	3～5歳児	3～5歳児の就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障がい児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料が無償化となります。
預かり保育事業	3～5歳児	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化となります。
認可外保育施設	0～5歳児	保育の必要性があると認定された3～5歳児を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化となります。 0～2歳児については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化となります。
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動 支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳児	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）又は特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。

② その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

ア 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、町が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で 13 事業定められており、その 13 事業は交付金の対象となります。また、町独自の施策も展開し、地域における子ども・子育て支援のために必要なサービスを整備していきます。

【地域子ども・子育て支援事業（法定 13 事業）】

事業名	状況	対象
①利用者支援事業	未実施	保護者
②地域子育て支援拠点事業	継 続	0 ～ 5 歳児
③妊婦健康診査	継 続	妊婦
④乳児家庭全戸訪問事業	継 続	生後 4 か月までの 乳児がいる家庭
⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	継 続	養育支援が必要な 家庭
⑥子育て短期支援事業	継 続	0 ～ 11 歳児
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	継 続	概ね生後 6 か月～ 小学生まで
⑧一時預かり事業	継 続	0 ～ 5 歳児
⑨延長保育事業	継 続	0 ～ 5 歳児
⑩病児保育事業	継 続	0 ～ 11 歳児
⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	継 続	6 ～ 11 歳児
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	未実施	—
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	未実施	—

(2) 子どもの認定区分

教育・保育給付認定は、保育所、認定こども園、新制度に移行した幼稚園等を利用するために必要な認定です。

施設等利用給付認定は、幼稚園（新制度に移行した幼稚園を除く）、預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定です。

認定区分		対象者	対象施設
教育・保育給付	1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども（保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
	2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園
	3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 家庭的保育事業等
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外	幼稚園 特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 （満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難である子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

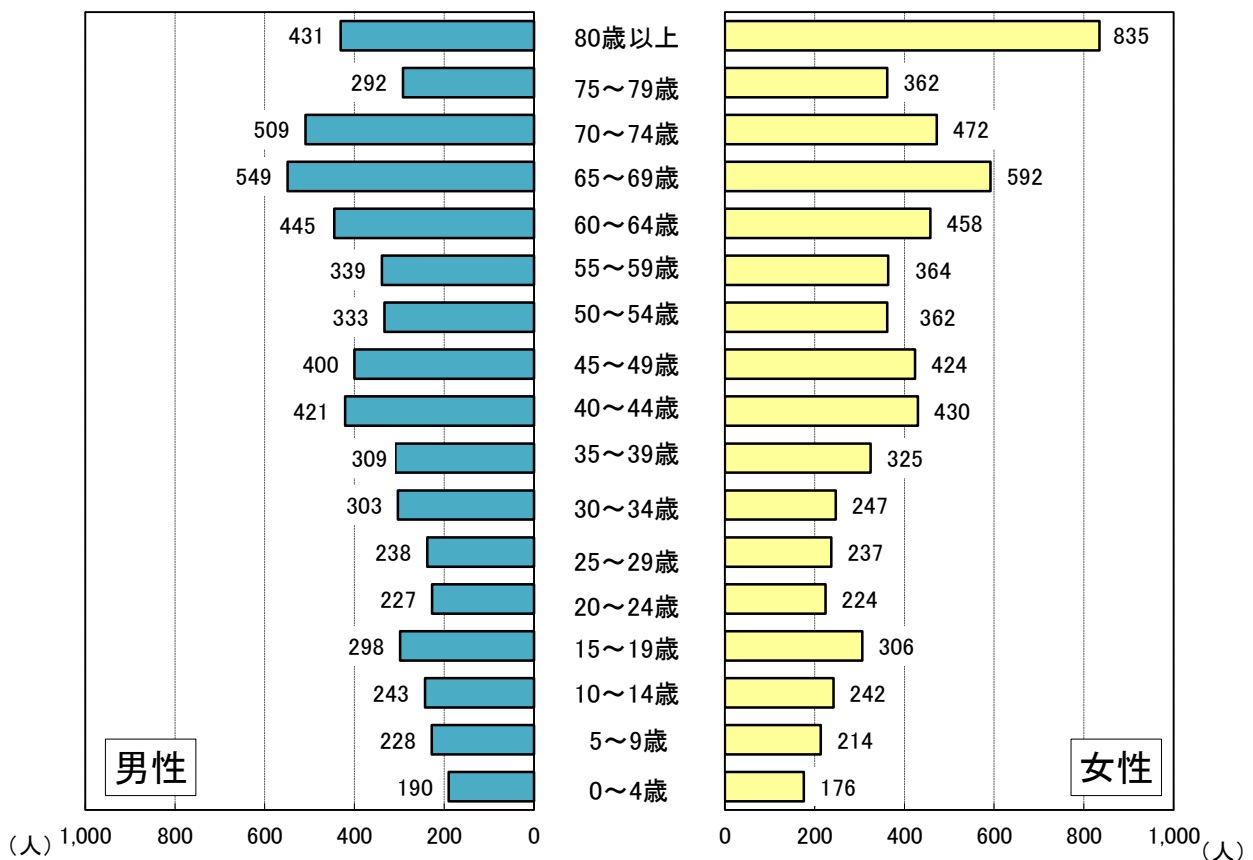
第2章 上板町の子どもと家庭を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

(1) 人口ピラミッド

本町の性別・年齢5歳区分別の人口構成は、男女とも65～74歳の年齢層が多く、30歳未満の若年層が少なくなっています。特に20歳代の人口が少なく、少子高齢化は今後ますます進展するものと考えられます。

【人口ピラミッド (平成31年4月1日現在)】



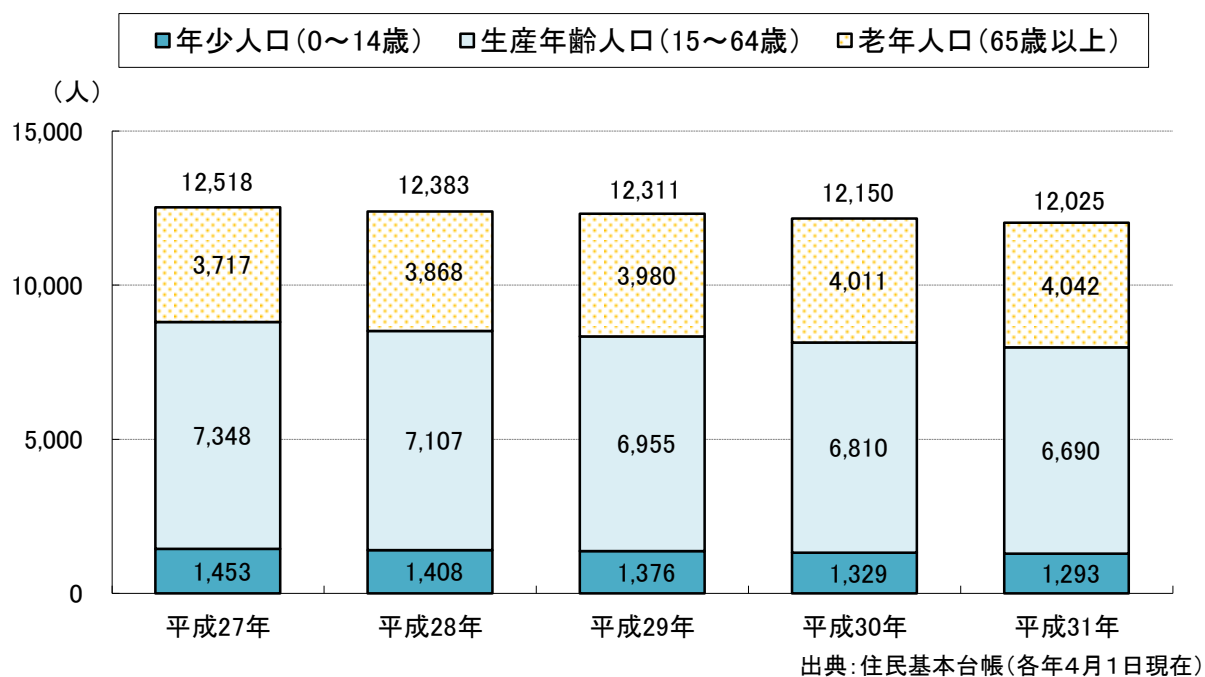
出典:住民基本台帳

(2) 人口の推移

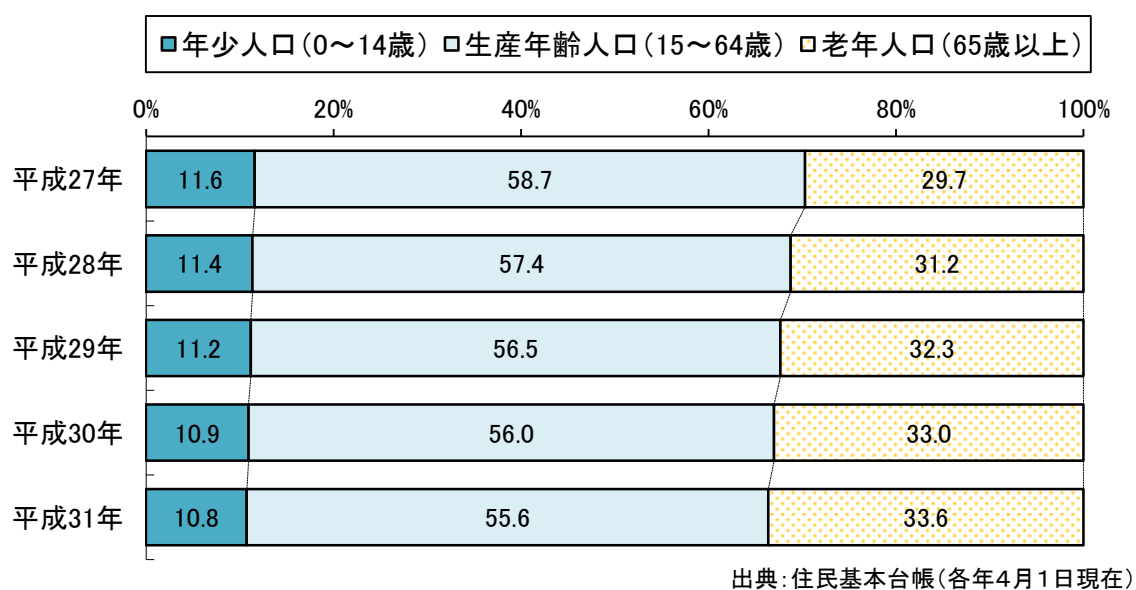
直近5か年の人口の推移をみると、老年人口は増加傾向にある一方で、年少人口、生産年齢人口は減少を続けており、総人口は平成27年の12,518人から平成31年には12,025人へと493人の人口減となっています。

年齢3区分人口割合は、平成31年には、年少人口10.8%、生産年齢人口55.6%、老年人口33.6%となっています。

【総人口と年齢3区分人口の推移】



【年齢3区分人口割合の推移】

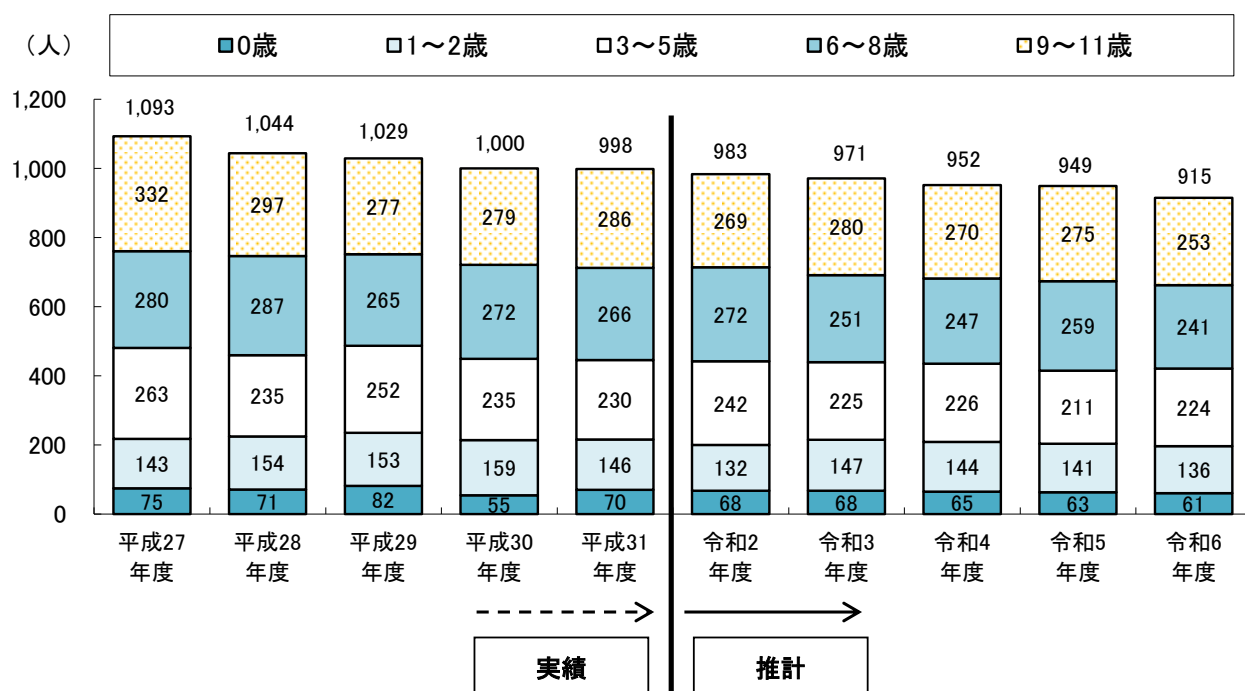


(3) 子どもの人口の推移と推計

直近5か年の小学生までの児童人口は、平成 27 年度の 1,093 人から平成 31 年度の 998 人へと減少しています。

推計人口においても減少傾向が続くと見込まれており、計画の最終年度である令和6年度の推計値は合計 915 人となっています。

【令和6年度までの児童推計人口＜0歳児～11歳児＞】



出典：【実績】住民基本台帳（各年4月1日現在）

【推計】平成 27～31 年の実績から、コーホートセンサス変化率法を用いて算出

【令和6年度までの0歳児～11歳児の推計人口】

単位：（人）

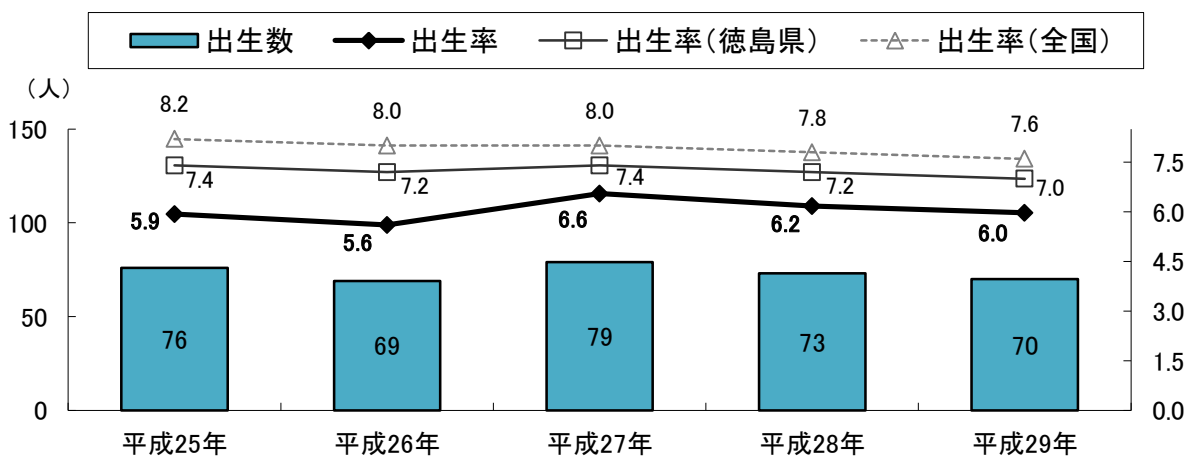
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	68	68	65	63	61
1歳	74	73	71	69	67
2歳	58	74	73	72	69
3歳	89	59	75	74	72
4歳	74	91	59	76	75
5歳	79	75	92	61	77
6歳	82	81	78	95	63
7歳	84	85	83	80	97
8歳	106	85	86	84	81
9歳	79	106	85	85	83
10歳	95	78	106	84	85
11歳	95	96	79	106	85
総児童数	983	971	952	949	915

(4) 出生の動向

本町の出生数は70～80人前後で推移しており、出生率は、徳島県、全国を下回る数値で推移しています。

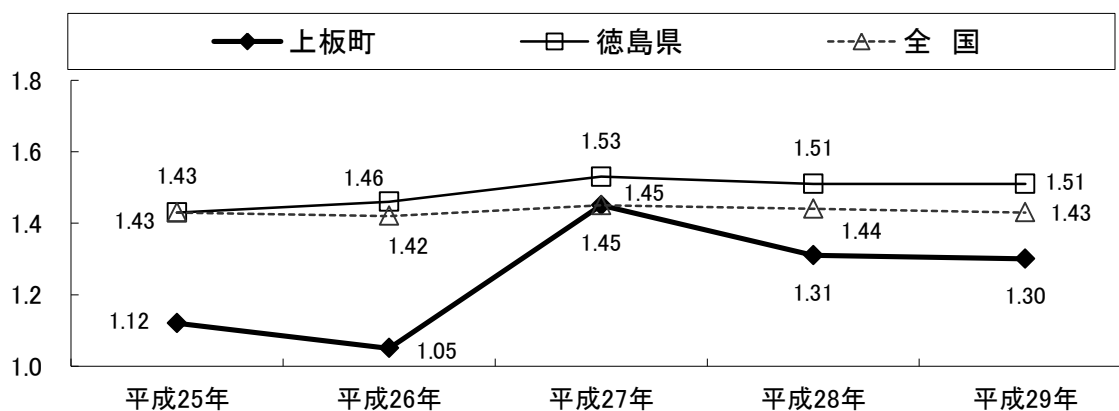
合計特殊出生率は周辺自治体と比較すると、板野町に次いで低い数値となっています。

【出生数と出生率（人口千対）の推移】



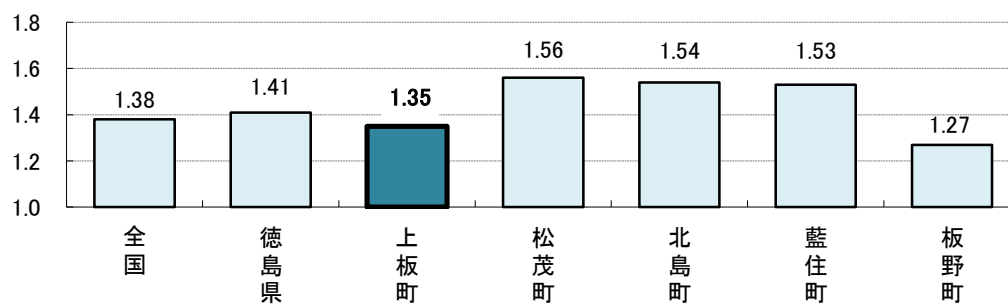
出典: 人口動態統計

【合計特殊出生率の推移】



出典: 人口動態統計

【周辺自治体の合計特殊出生率の比較（平成20年～24年平均）】



出典: 人口動態統計特殊報告

(5) 人口動態の推移

出生から死亡を差し引いた自然増減、転入から転出を差し引いた社会増減は、いずれの年もマイナスであり、人口増減は平成25年～29年にかけてマイナスが続いています。

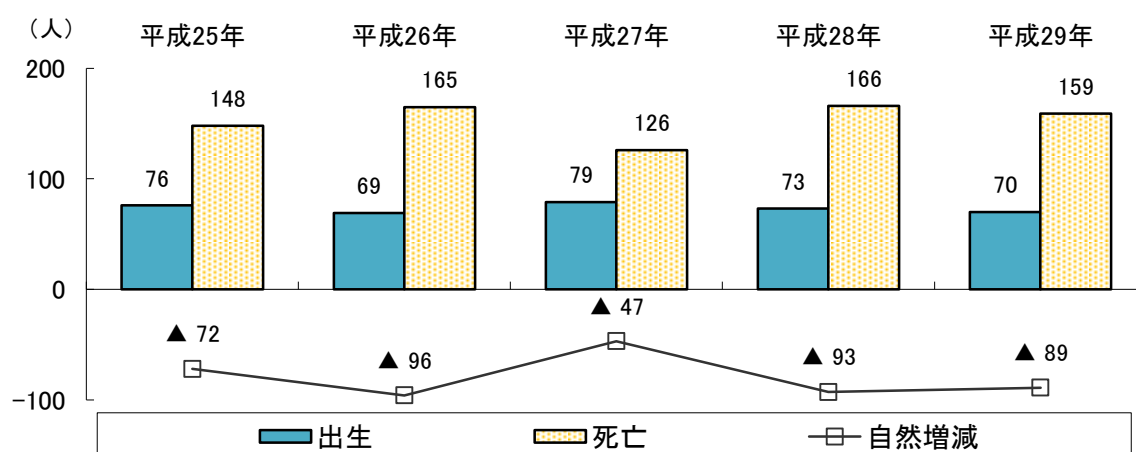
【人口動態の推移】

単位：(人)

	人口増減	自然動態			社会動態		
		出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減
平成25年	▲ 155	76	148	▲ 72	302	385	▲ 83
平成26年	▲ 105	69	165	▲ 96	330	339	▲ 9
平成27年	▲ 138	79	126	▲ 47	313	404	▲ 91
平成28年	▲ 120	73	166	▲ 93	314	341	▲ 27
平成29年	▲ 119	70	159	▲ 89	294	324	▲ 30

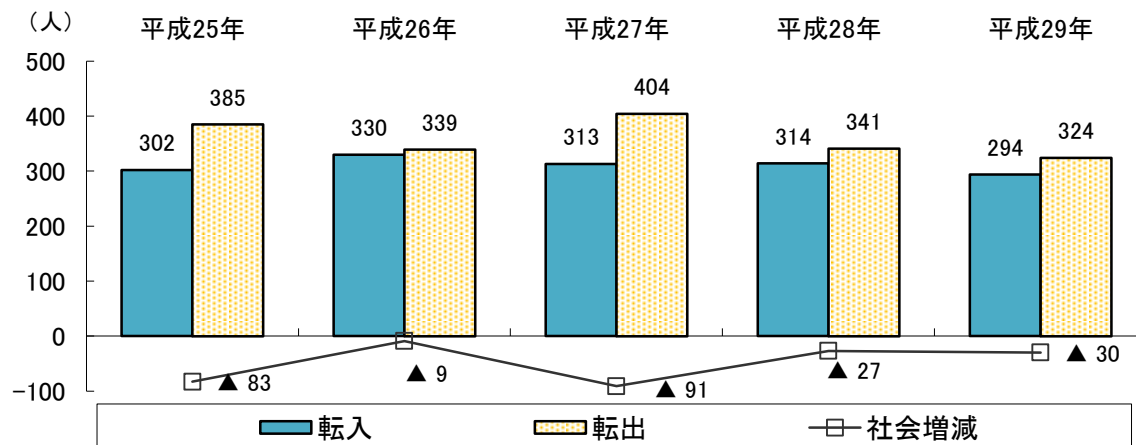
出典：人口動態統計

【自然動態の推移】



出典：人口動態統計

【社会動態の推移】



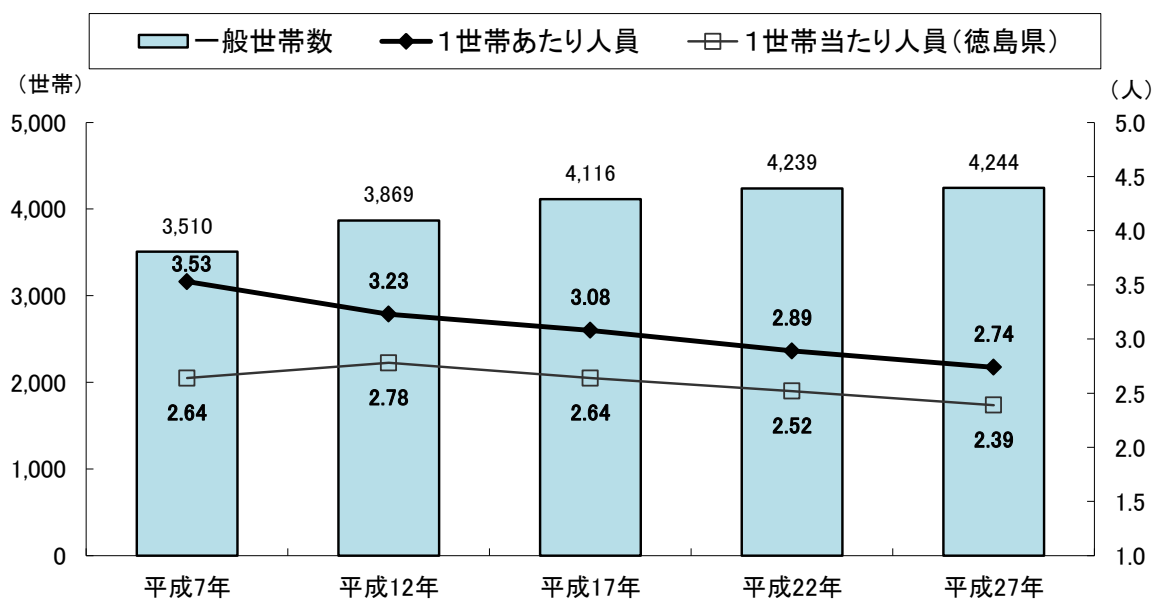
出典：人口動態統計

(6) 世帯の動向

一般世帯数は、平成7年から平成27年にかけて増加し続けています。

1世帯当たり人員は、平成7年から減少し続けており、平成27年には2.74人となっていますが、徳島県を上回る数値で推移しています。世帯構成では、単独世帯の割合は県に比べて低く、核家族以外の世帯の割合が高い傾向がみられます。

【世帯数・世帯人員の推移】



出典: 国勢調査

【世帯構成 (平成27年)】

単位: (世帯)

	一般 世帯数	単独 世帯数	親族のみの世帯					非親族を 含む世 帯
			核家族世帯				核家族 以外の 世帯	
			夫婦のみ	夫婦と 子ども	男親と 子ども	女親と 子ども		
上板町	4,244	868	962	1,132	81	342	792	31
	100%	20.5%	22.7%	26.7%	1.9%	8.1%	18.7%	0.7%
徳島県	100%	32.2%	20.9%	24.8%	1.4%	7.8%	11.9%	0.6%
全国	100%	34.5%	20.1%	26.8%	1.3%	7.6%	8.6%	0.9%

出典: 国勢調査

【ひとり親世帯 (平成27年)】

単位: (世帯)

	一般世帯数	ひとり親世帯			
		母子世帯		父子世帯	
		実数	割合	実数	割合
上板町	4,244	59	1.4%	12	0.3%
徳島県	304,911	4,614	1.5%	556	0.2%

出典: 国勢調査

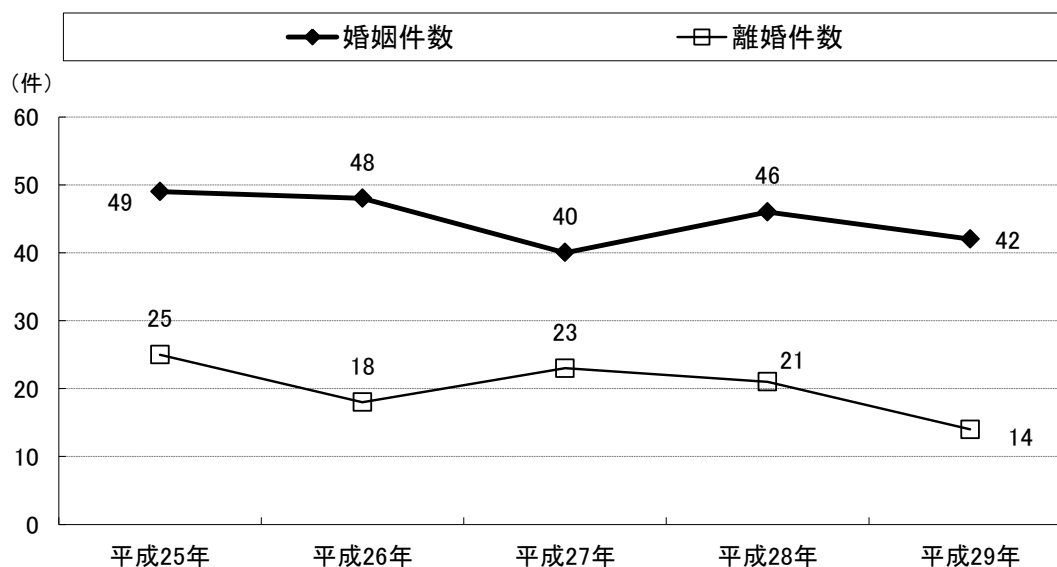
2 結婚・就業の動向

(1) 婚姻・離婚の動向

直近5か年の婚姻件数は、約40件～50件程度で増減を繰り返しながら推移しています。

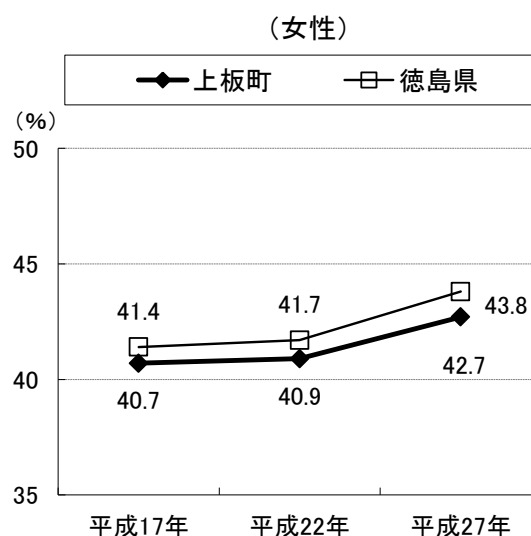
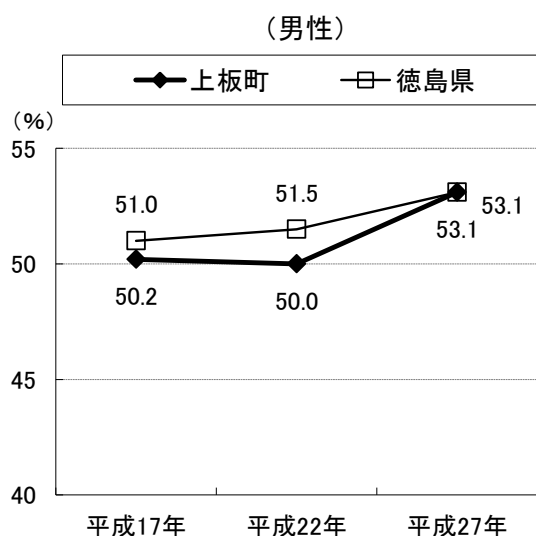
15～49歳の未婚率は、男女ともに徳島県を概ね下回る数値で推移しています。また、平成17年から本町の未婚率は上昇傾向にあり、平成27年には男性では53.1%、女性では42.7%となっています。

【婚姻・離婚件数の推移】



出典：人口動態統計

【15～49歳 未婚率（性別）の推移】



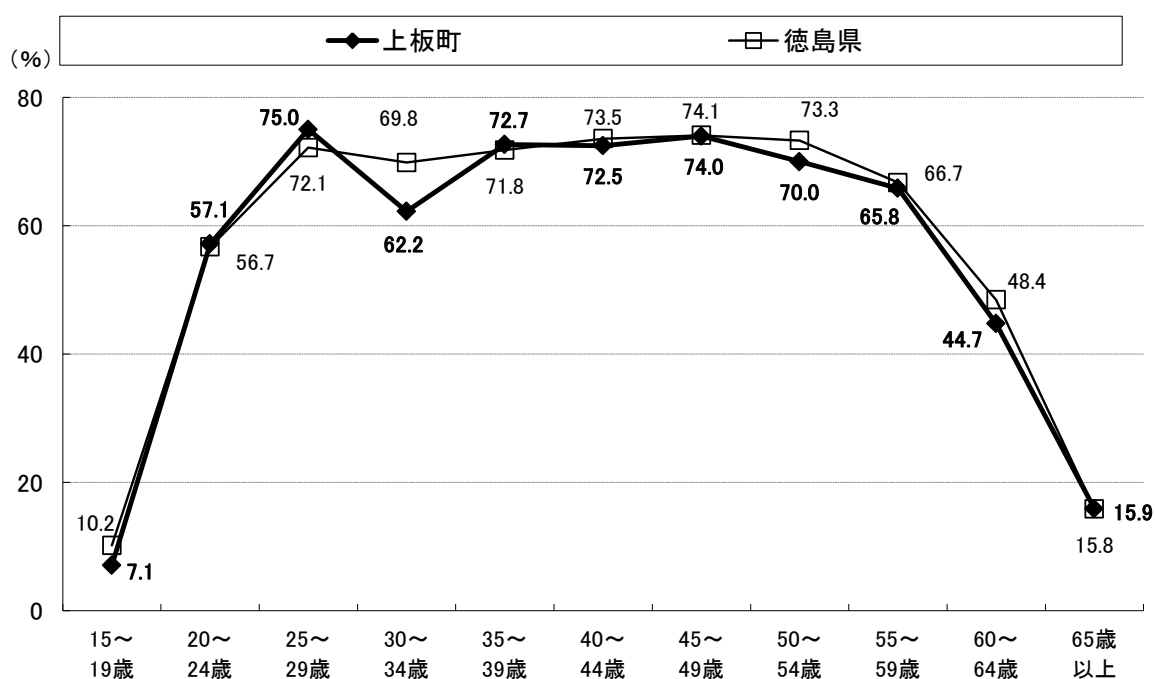
出典：国勢調査

(2) 女性の就業率

女性の就業率は、本町では、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描いており、徳島県と概ね同様の数値となっています。

一方、M字の谷の部分には違いがみられ、緩やかなカーブを描いている県に比べて、本町では谷の部分がいずれも深くなっており、30～34歳の女性の就業率は62.2%と徳島県に比べて7.6ポイント低くなっています。

【年齢別女性就業率（平成27年）】



出典：国勢調査

3 保育所・幼稚園・学校の状況

(1) 保育所の状況

本町には町立保育所が1か所あります。入所児童数は近年増加しており、平成31年度には、入所率は69.6%となっています。特別保育の利用者数については、延長保育、一時保育の利用者は減少傾向にあります。

【保育所の概要（H31年4月1日現在）】

単位：(人)

施設名称	所在地	定員	入所児童数	入所待機児童数	保育士数	開所時間
上板町立さくら保育所	上板町西分日吉前20番地1	240	167	8	44	平日7:15~19:00 土曜7:30~17:00

【保育所の入所児童数の推移】

単位：(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
認可保育所数(か所)		1	1	1	1	1
定員数		240	240	240	240	240
入所児童数	合計	150	126	142	165	167
	0歳児	11	9	10	7	13
	1歳児	31	33	34	49	28
	2歳児	38	38	45	46	65
	3歳児	70	46	53	63	61
入所率		62.5%	52.5%	59.2%	68.8%	69.6%
入所待機児童数		0	0	0	0	8
保育士数		32	27	28	30	32

【特別保育の利用者数の推移】

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
乳児保育	実施か所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	11	9	10	7	13
延長保育	実施か所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	12	5	6	9	5
一時保育	実施か所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	8	20	1	9	4
障がい児保育	実施か所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	0	0	0	1	0

出典：福祉保健課（各年4月1日現在）

(2) 幼稚園の状況

本町には公立の幼稚園が4か所あります。入園児童数は、4歳児は増加している一方で5歳児はやや減少しており、入園児童数の合計は減少傾向にあります。平成31年度では、入園児童数は148人、入園率は全体で42.3%となっています。

【幼稚園の概要（H31年4月1日現在）】

単位：(人)

施設名称	所在地	定員	入園 児童数	入園 率	教職 員数	開園時間
神宅幼稚園	上板町神宅字 喜来135番地	105	41	39.0%	4	通常教育時間：午前8時～午後1時30分 預かり保育時間：午後1時30分～午後6時
東光幼稚園	上板町西分 字東光8番地	70	27	38.6%	5	通常教育時間：午前8時～午後1時30分 預かり保育時間：午後1時30分～午後6時
松島幼稚園	上板町鍛冶屋原 字北原20番地	105	43	41.0%	7	通常教育時間：午前8時～午後1時30分 預かり保育時間：午後1時30分～午後6時
高志幼稚園	上板町高瀬字 天目一1108番地	70	37	52.9%	5	通常教育時間：午前8時～午後1時30分 預かり保育時間：午後1時30分～午後7時

【幼稚園の入園児童数の推移】

単位：(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園数(か所)		4	4	4	4	4
定員数		350	350	350	350	350
入 園 児 童 数	合計	157	159	170	144	148
	4歳児	67	93	73	68	76
	5歳児	90	66	97	76	72
入園率		44.9%	45.4%	48.6%	41.1%	42.3%
教職員数		18	19	18	19	21

出典：福祉保健課（各年4月1日現在）

(3) 小・中学校の状況

本町には小学校が4か所、中学校が1か所あります。

平成31年度の小学校児童数は合計548人、中学校生徒数は277人となっており、いずれも平成27年度より減少しています。

【小・中学校の概要（H31年4月1日現在）】

単位：(人)

区分		名称	所在地	児童数	教職員数
公立	小学校	神宅小学校	上板町神宅字喜来135番地	119	18
		東光小学校	上板町西分字東光8番地	80	14
		松島小学校	上板町鍛冶屋原字北原20番地	212	18
		高志小学校	上板町高瀬字天目一1108番地	137	18
	中学校	上板中学校	上板町神宅字西金屋44番地	277	30

【小・中学校の児童・生徒数の推移】

単位：(人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
小学校数(か所)		4	4	4	4	4
児童数	合計	608	578	538	549	548
	1年生	93	94	74	104	80
	2年生	94	93	95	74	107
	3年生	89	94	92	95	78
	4年生	95	89	94	93	94
	5年生	115	94	88	95	94
	6年生	122	114	95	88	95
教職員数		62	65	64	66	68
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
中学校数(か所)		1	1	1	1	1
生徒数	合計	337	346	331	312	277
	1年生	108	115	107	87	82
	2年生	123	107	117	108	87
	3年生	106	124	107	117	108
教職員数		29	30	30	31	30

出典：福祉保健課（各年4月1日現在）

4 子ども・子育て支援に関する各種事業の状況

(1) 放課後児童クラブの状況

本町では、下記の放課後児童クラブにおいて、小学校に就学している児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもに対し、適切な遊びや生活の場を提供して、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、子どもの健全な育成を図っています。

また、松島学童保育では、新たに「まつっこくらぶ南」が開設されています。

【放課後児童クラブの概要（H31年4月1日現在）】

児童クラブ名	開設場所	開設時間			利用状況	
		平日	土曜日等	夏休み等	年間 開設日数 (日)	登録 児童数 (人)
神宅学童保育クラブ わくわくらんど	神宅学童保育施設	13:00～ 18:00	8:00～ 18:00	8:00～ 18:00	288	47
松島学童保育 まつっこくらぶ	松島学童保育施設	下校時～ 18:00	7:50～ 18:00	7:50～ 18:00	276	50
松島学童保育 まつっこくらぶ南	上板町多目的ホール	下校時～ 18:00	7:50～ 18:00	7:50～ 18:00	264	47
高志学童保育 あゆっこクラブ	高志学童保育施設	13:00～ 18:00	8:00～ 18:00	8:00～ 18:00	285	46
東光学童保育 ゆめっこクラブ	東光学童保育施設	下校時～ 18:00	7:30～ 18:30	7:30～ 18:30	287	28

【放課後児童クラブの利用状況の推移】

単位：(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
児童クラブ数(か所)	4	4	4	4	5
定員数	300	300	300	300	275
登録児童数	173	208	206	221	218

出典：福祉保健課(各年4月1日現在)

(2) 子ども・子育て支援に関する各種事業

本町では、子ども・子育て支援に関する事業として、下記のような各種事業を実施しています。育児学級、育児講座、子育てひろばなどに関しては多くの人が参加しています。

【各種事業の概要】

事業名	事業内容
①思春期教育(思春期講演会)	思春期の子どもと保護者、教育関係者支援者等を対象に子ども専門の精神、心療内科医師の講演会を開催しています。
②両親学級(パパママ教室)	妊婦と夫やその家族を対象にパパママ教室を休日に開催しています。
③育児学級(のびのび子育て教室)	2～5ヶ月児の保護者を対象に健康教育(子どもの成長発達、事故予防、予防接種)、離乳食教室を開催しています。
④食育(親子料理教室)	幼稚園児と保護者を対象に料理教室を開催しています。
⑤育児講座(ベビーマッサージ)	乳幼児の保護者を対象にベビーマッサージ講座を開催しています。
⑥子育てひろば(育児の集い、育児相談)	乳児と保護者を対象に集いの広場を開催し、絵本の読み聞かせや育児相談を行っています。
⑦訪問指導(妊産婦、乳幼児等)	新生児、乳児、妊産婦等へ保健師、助産師、栄養士等が訪問し育児栄養等について指導を行っています。

【各種事業の利用状況の推移】

単位:(回数:回、人数:人)

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①思春期教育	実施回数	1	0	0	0
	参加人数	35	0	0	0
②両親学級	実施回数	2	2	2	1
	参加人数	11	3	15	2
③育児学級	実施回数	4	4	4	4
	参加人数	44	37	37	33
④食育	実施回数	1	1	1	1
	参加人数	34	8	10	7
⑤育児講座	実施回数	3	3	3	3
	参加人数	23	30	39	36
⑥子育てひろば	実施回数	12	12	12	12
	参加人数	131	101	117	118
⑦訪問指導	実施回数	199	208	148	203
	参加人数	246	276	174	242

出典:福祉保健課(各年4月1日現在)

(3) 母子保健事業の状況

本町では、母子保健事業として、下記のような各種事業を行っています。

乳児集団健康診査、3歳児健康診査の受診率が高い受診率で推移しており、また、妊婦健康診査の受診率については、平成29年度の69.3%から平成30年度には94.5%と25.2ポイント上昇しています。

【母子保健事業の概要】

事業名	事業内容
①母子健康手帳交付	母子保健法に定められた市町村が交付する手帳のことで、出産までの妊婦の健康状況やアドバイス、出産時の大切な事項(出生日や時間・出生した施設・病院の名称等)、出生後の予防接種や成長状況等を記入していきます。
②妊婦健康診査	妊娠期間中に14回(1回はHBs抗原検査を含む)健康診査にかかる費用の補助を受けることができます。この健康診査は医療機関に委託して実施しています。
③乳児集団健康診査	3～4ヶ月児と9～10ヶ月児健康診査を年6回実施しています。
④1歳6ヶ月児健康診査	内科・歯科健診、発達相談等を行い、異常の早期発見・治療に結びつけるほか、栄養及び育児に関する指導を行い、幼児の健康保持増進を図ることを目的に、1歳6ヶ月児を対象に、年4回実施しています。
⑤3歳児健康診査	内科・歯科健診、発達相談等を行い、異常を早期に発見し、各種相談や治療に結びつけるほか、栄養及び育児に関する指導を行い、幼児の健康保持増進を図ることを目的に、3歳児を対象に年4回実施しています。
⑥発達相談	乳幼児健診事後個別発達相談を年6回実施しています。

【母子保健事業の利用状況の推移】

単位: (人)

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①母子健康手帳交付	交付数	76	67	66	55
②妊婦健康診査	交付数	1,130件	1,031件	988件	854件
	受診者数	868	910	685	807
	利用率	76.8%	88.3%	69.3%	94.5%
③乳児集団健康診査	対象者数	121	121	155	128
	受診者数	110	113	152	123
	受診率	90.9%	93.4%	98.1%	96.1%
④1歳6ヶ月児健康診査	対象者数	90	76	78	78
	受診者数	83	70	72	69
	受診率	92.2%	92.1%	92.3%	88.5%
⑤3歳児健康診査	対象者数	79	82	76	82
	受診者数	79	80	65	76
	受診率	100.0%	97.6%	89.0%	92.7%
⑥発達相談	相談者数	24	24	27	29

出典: 福祉保健課(各年4月1日現在)

(4) 各種手当の状況

本町では、下記の通り各種手当制度を実施しています。児童手当受給の延べ児童数は平成28年度の16,178人から減少し、平成31年度では14,766人となっています。

【各種手当の概要】

手当の名称	内容
①児童手当	児童手当法に基づき、家庭生活の安定と健全育成及び資質の向上を目的とし、養育者に現金給付される手当。所得が一定額以下で、中学校修了前(15歳まで)の児童を養育する者が対象。
②児童扶養手当	父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられない一人親家庭などの児童のために、地方自治体から支給される手当。
③特別児童扶養手当	20歳未満で精神又は身体に障がいをする児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される手当。
④障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障がいをするため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に支給される手当。

【各種手当の利用状況の推移】

単位:(人)

事業名		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①児童手当	延べ児童数	16,178	15,670	15,229	14,766
②児童扶養手当	受給資格者数	136	157	126	118
③特別児童扶養手当	受給資格者数	23	23	24	22
④障害児福祉手当	受給資格者数	5	4	4	3

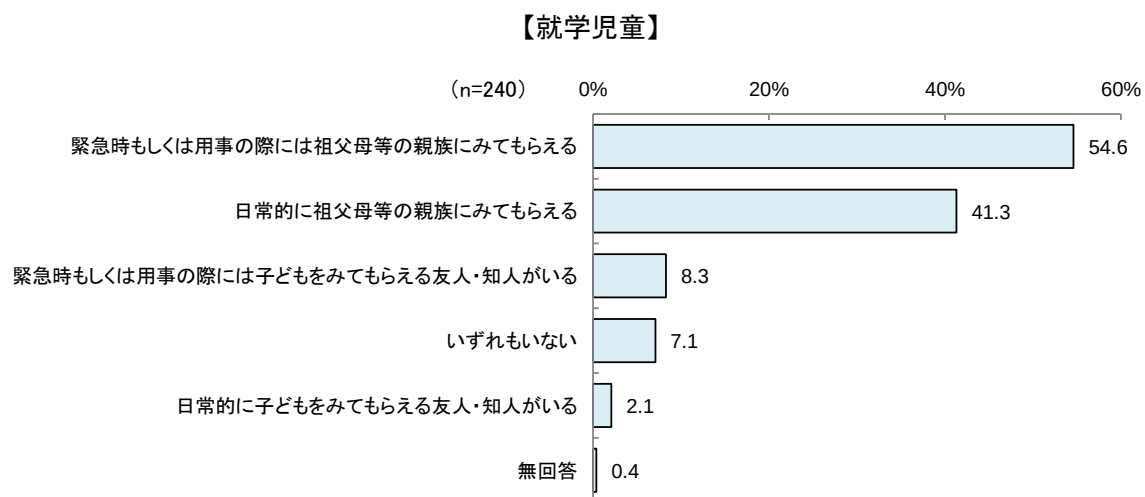
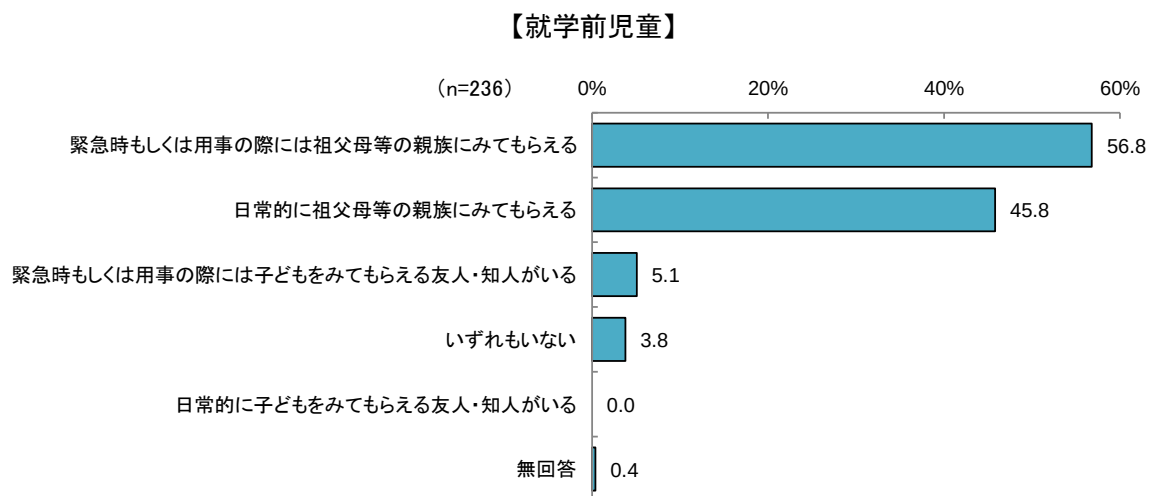
出典:福祉保健課(各年4月1日現在)

5 アンケート調査結果の概要

(1) 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無をみると、就学前児童、就学児童ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く、5割を超えています。

◆子どもをみてもらえる親族・知人の有無

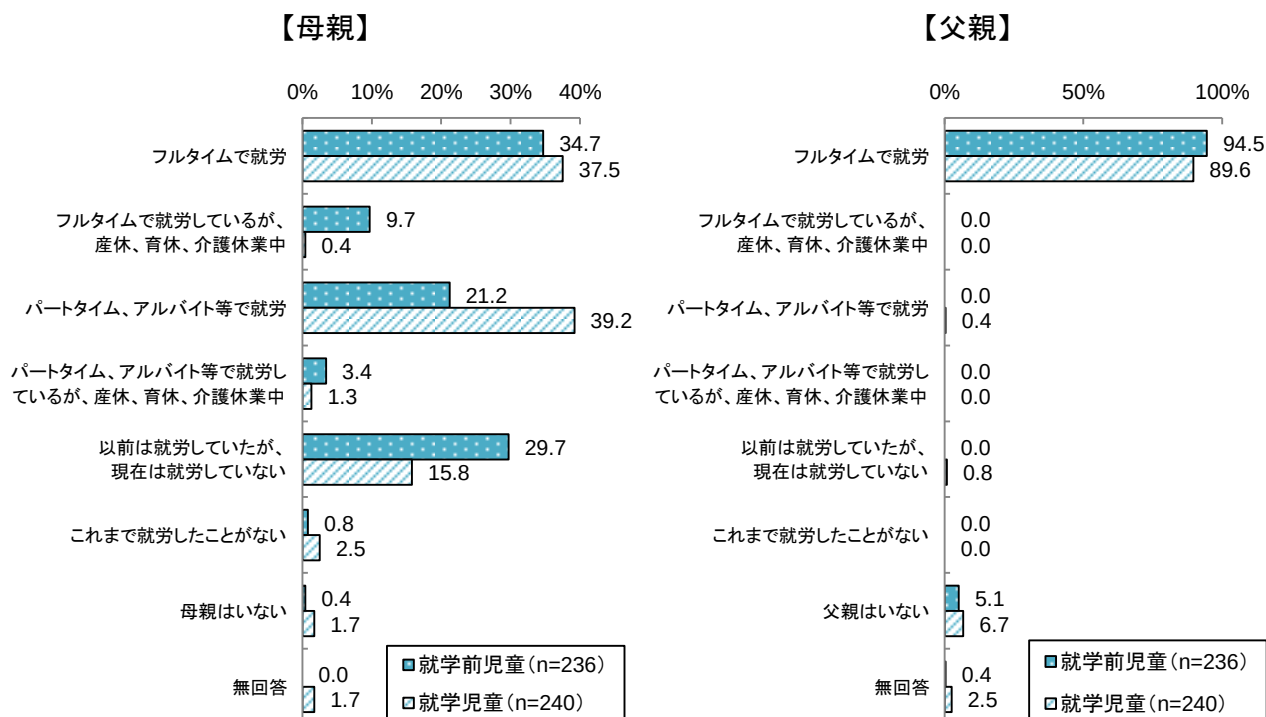


（２）保護者の就労状況

保護者の就労状況をみると、就学前児童の母親は「フルタイムで就労」、就学児童の母親は「パートタイム・アルバイト等で就労」がそれぞれ最も高くなっています。

一方、父親は、いずれも「フルタイムで就労」が大半を占めています。

◆保護者の就労状況

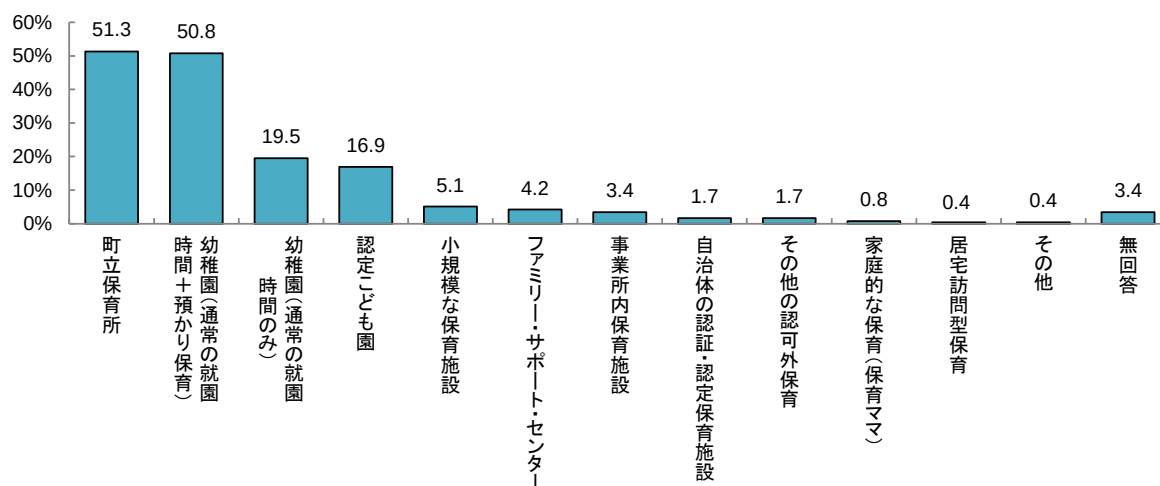


（３）平日に定期的に利用したい教育・保育の事業

平日に定期的に利用したい教育・保育の事業をみると、「町立保育所」、「幼稚園（通常の就園時間+預かり保育）」の希望者が５割を超えています。

◆平日に定期的に利用したい教育・保育の事業：就学前児童のみ

(n=236)

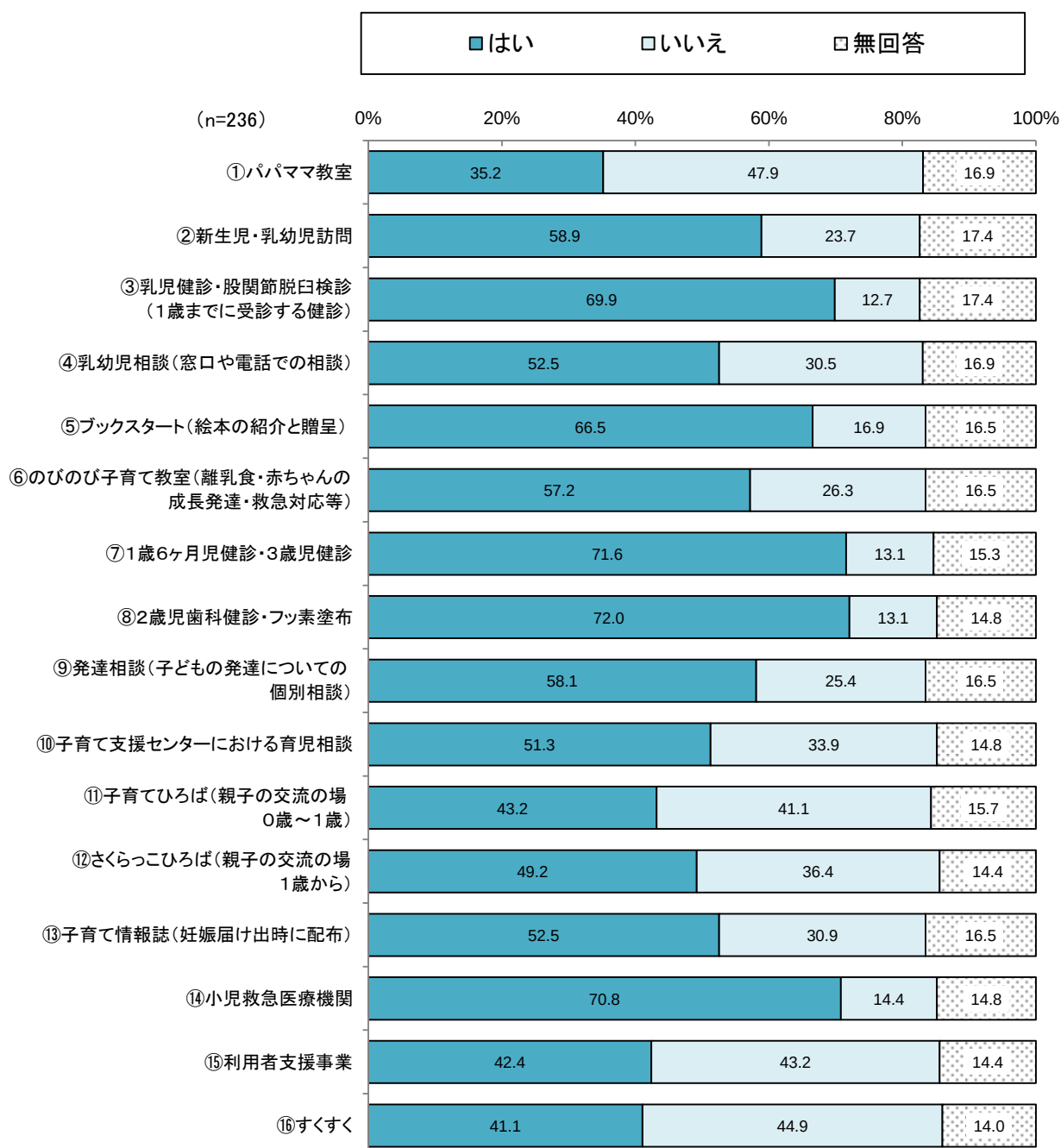


(4) 地域の子育て支援事業の今後の利用希望

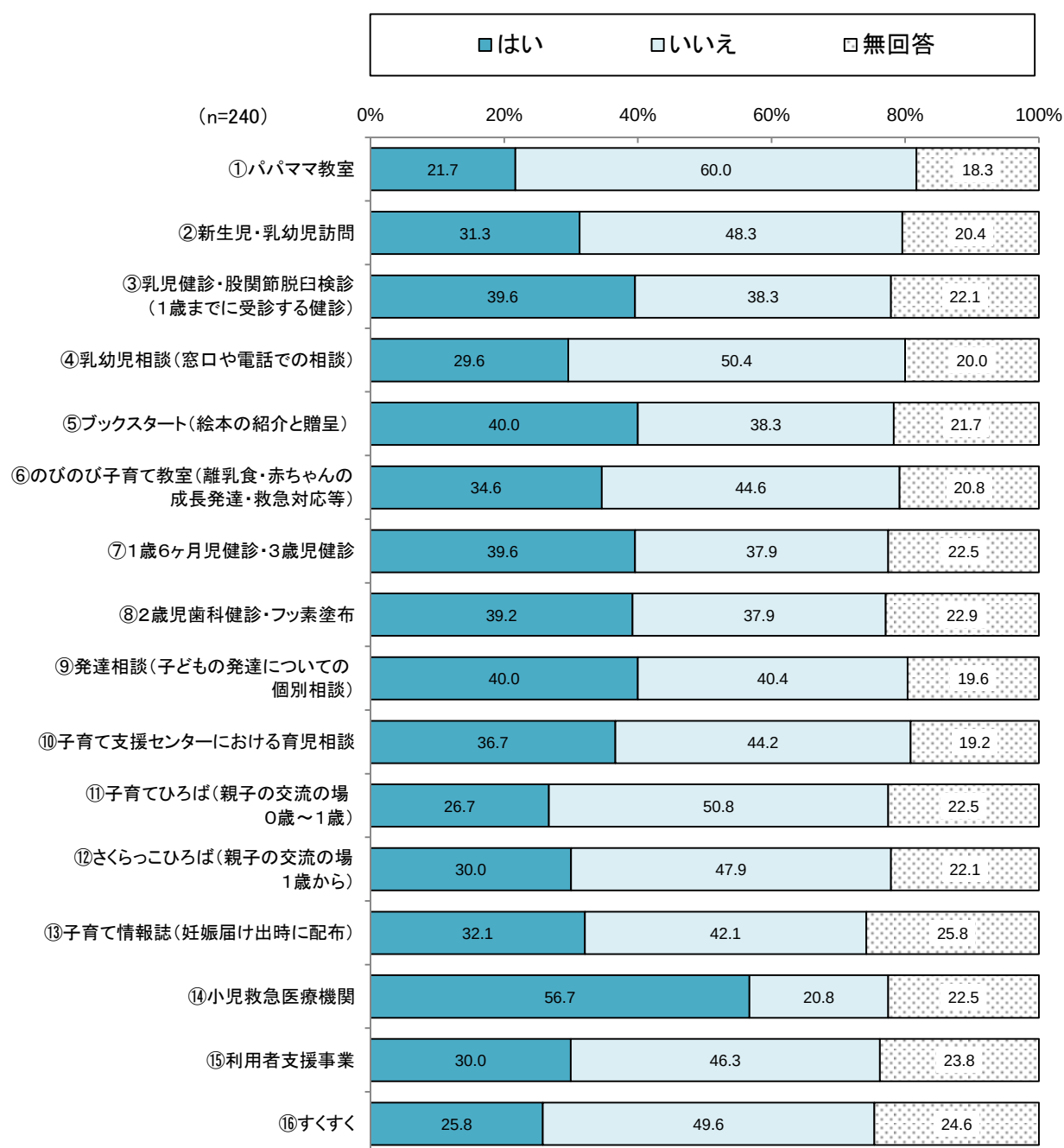
地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望については、就学前児童、就学児童ともに⑭小児救急医療機関の利用希望が多くなっています。また、就学前児童では、⑧2歳児歯科健診・フッ素塗布、⑦1歳6ヶ月児健診・3歳児健診の利用希望が7割を超えています。

また、⑪子育てひろばの今後の利用希望者は43.2%、⑫さくらっこひろばは49.2%となっています。

◆地域の子育て支援事業を今後利用したいか：就学前児童



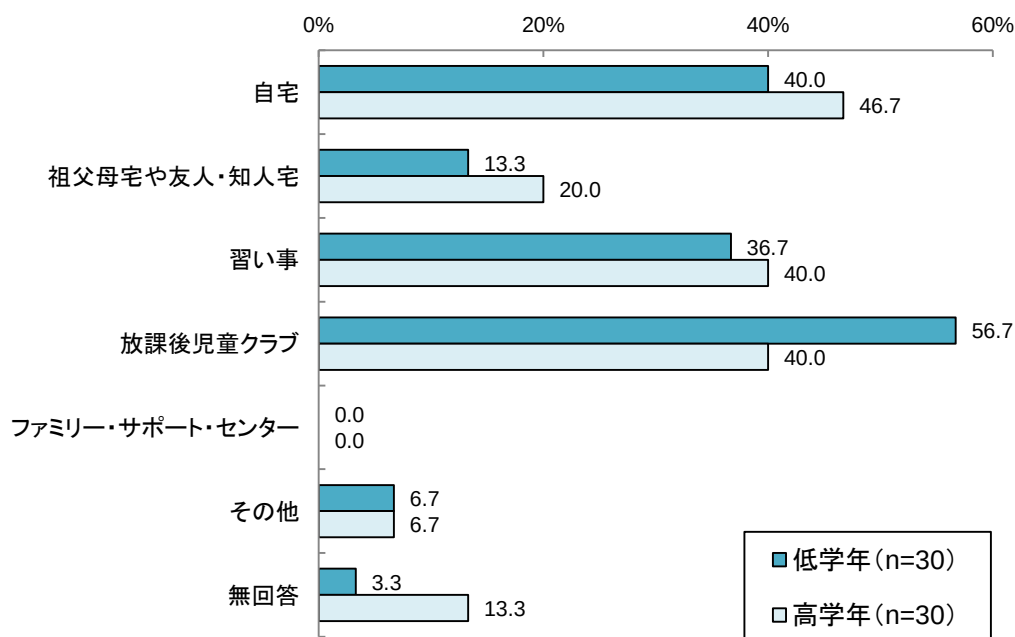
◆地域の子育て支援事業を今後利用したいか：就学児童



（５）小学校就学後の放課後の過ごさせ方の希望

就学前児童の保護者が、小学校就学後、子どもを放課後どのような場所で過ごさせたいかについては、低学年では、「放課後児童クラブ」(56.7%)、高学年では、「自宅」(46.7%)が最も高くなっています。

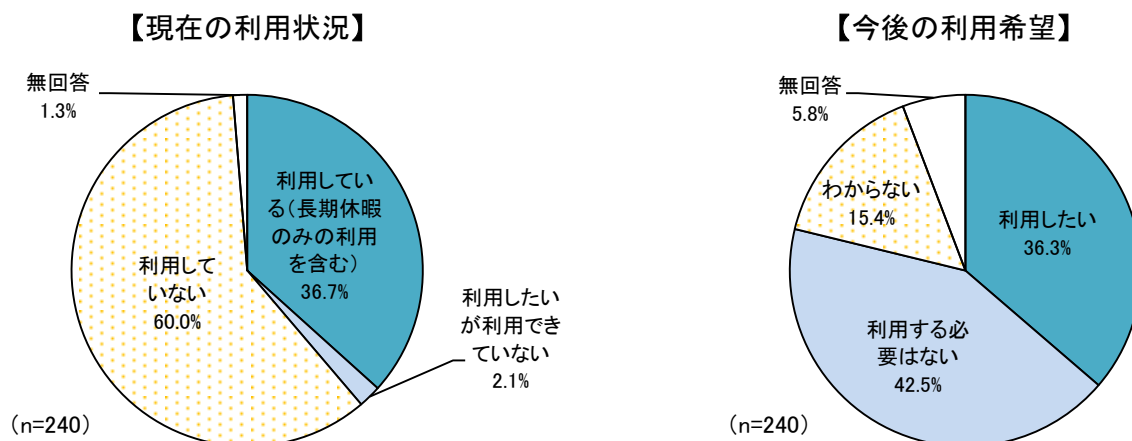
◆小学校就学後の放課後の過ごさせ方の希望：就学前児童のみ



（６）放課後児童クラブの利用状況・利用希望

就学児童の放課後児童クラブの利用状況は、「利用している」が 36.7%を占め、また、継続利用したい、今後利用したいと考えている人は全体の 36.3%を占めています。

◆放課後児童クラブの利用状況・利用希望：就学児童のみ

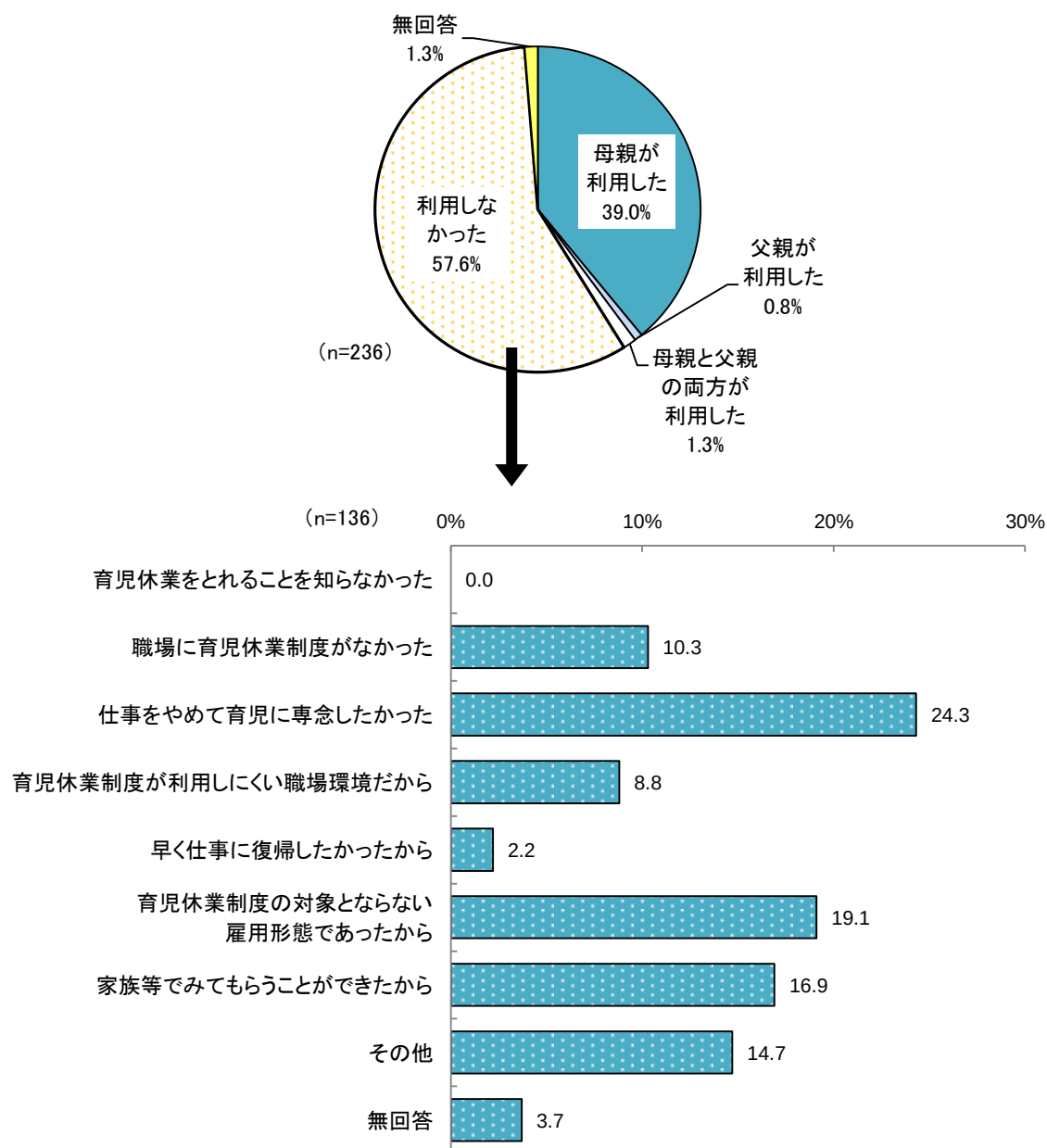


(7) 育児休業の取得状況・取得していない理由

育児休業の取得状況をみると、「母親が利用した」が39.0%を占めているのに対し、「父親が利用した」は、わずか0.8%となっています。また、半数以上の保護者が「利用しなかった」と回答しています。

育児休業を取得していない理由としては、「仕事をやめて育児に専念したかった」が最も高くなっています。

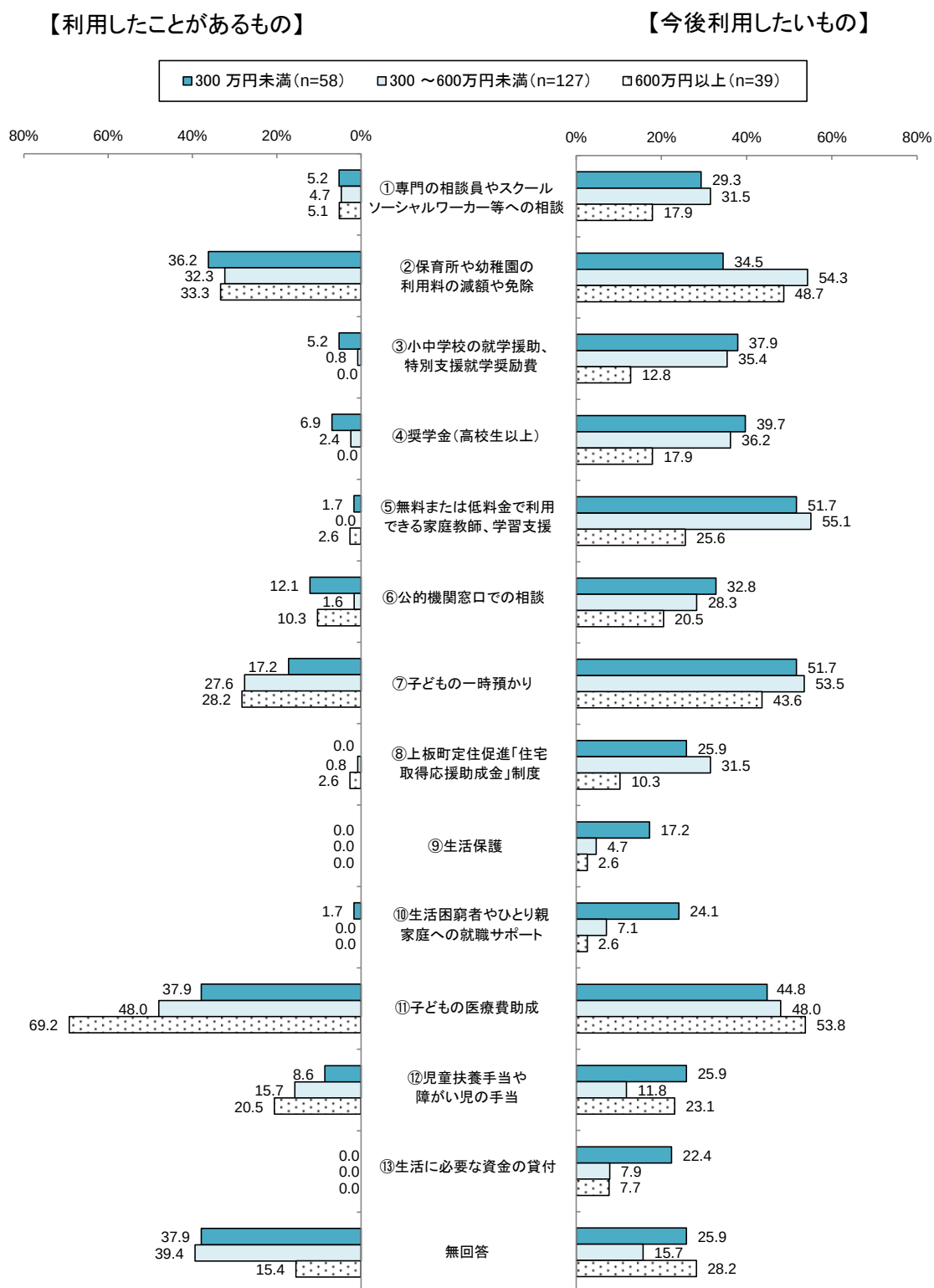
◆育児休業の取得状況・取得していない理由（1つ選択）：就学前児童のみ



(8) 経済支援等の事業利用状況と利用希望について

世帯年収が600万円未満の世帯では、専門の相談員等への相談や公的機関窓口での相談、無料または低料金の学習支援などの今後利用希望者の割合は、利用経験者の割合を大きく上回っており、特に300万円未満の世帯では、就職サポートや生活資金の貸付などの利用希望者の割合もやや高くなっています。

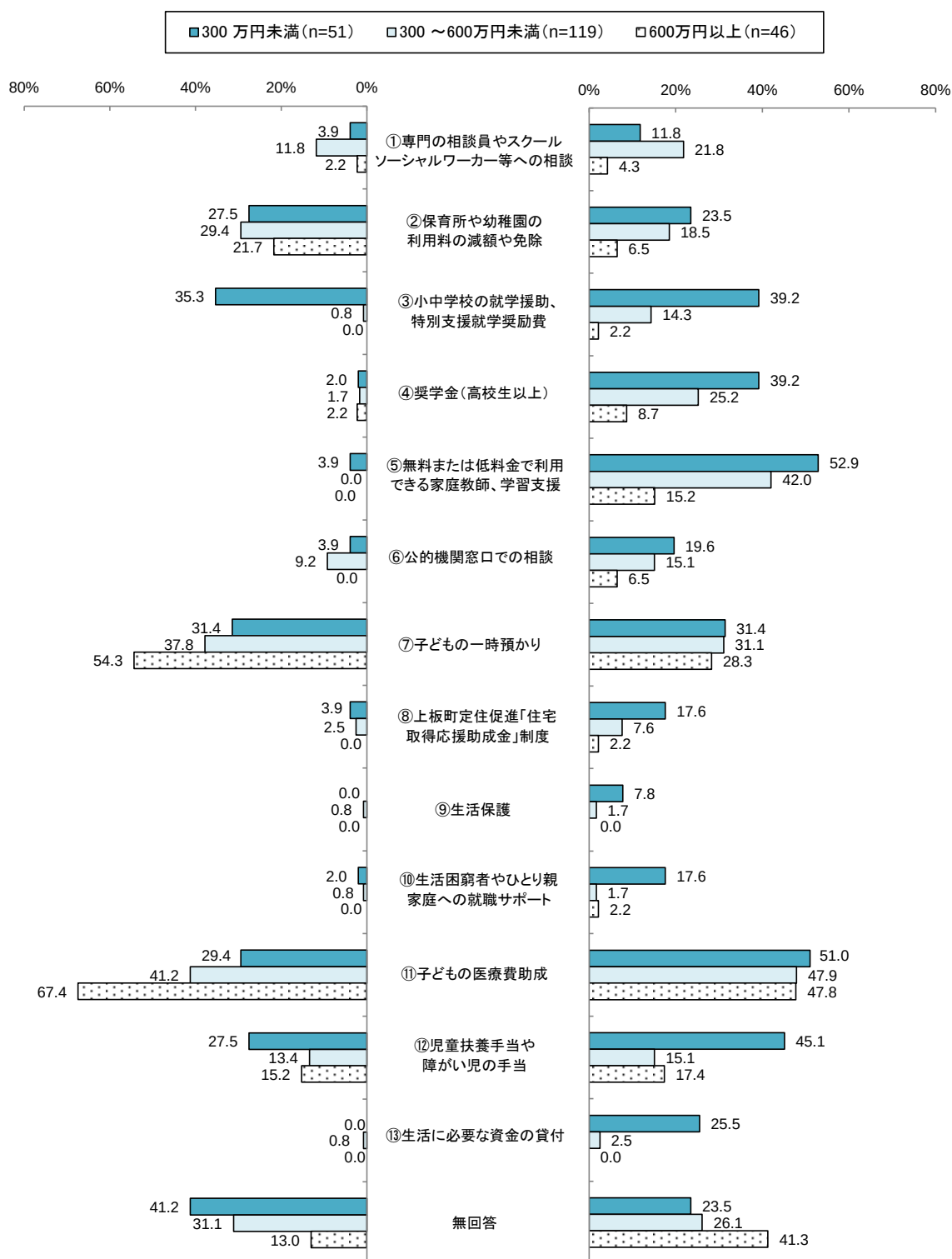
◆経済支援等の事業利用状況と利用希望の比較（世帯の年収別）：就学前児童



◆経済支援等の事業利用状況と利用希望の比較（世帯の年収別）：就学児童

【利用したことがあるもの】

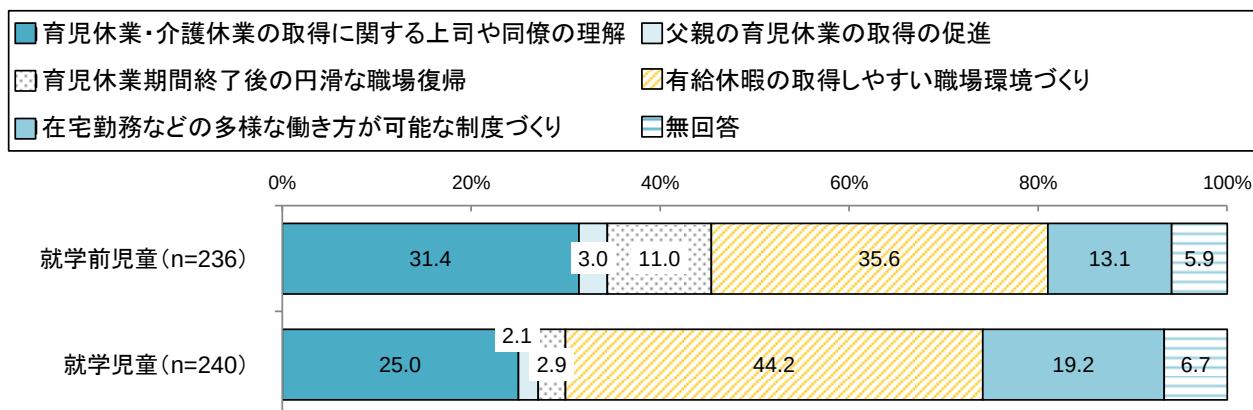
【今後利用したいもの】



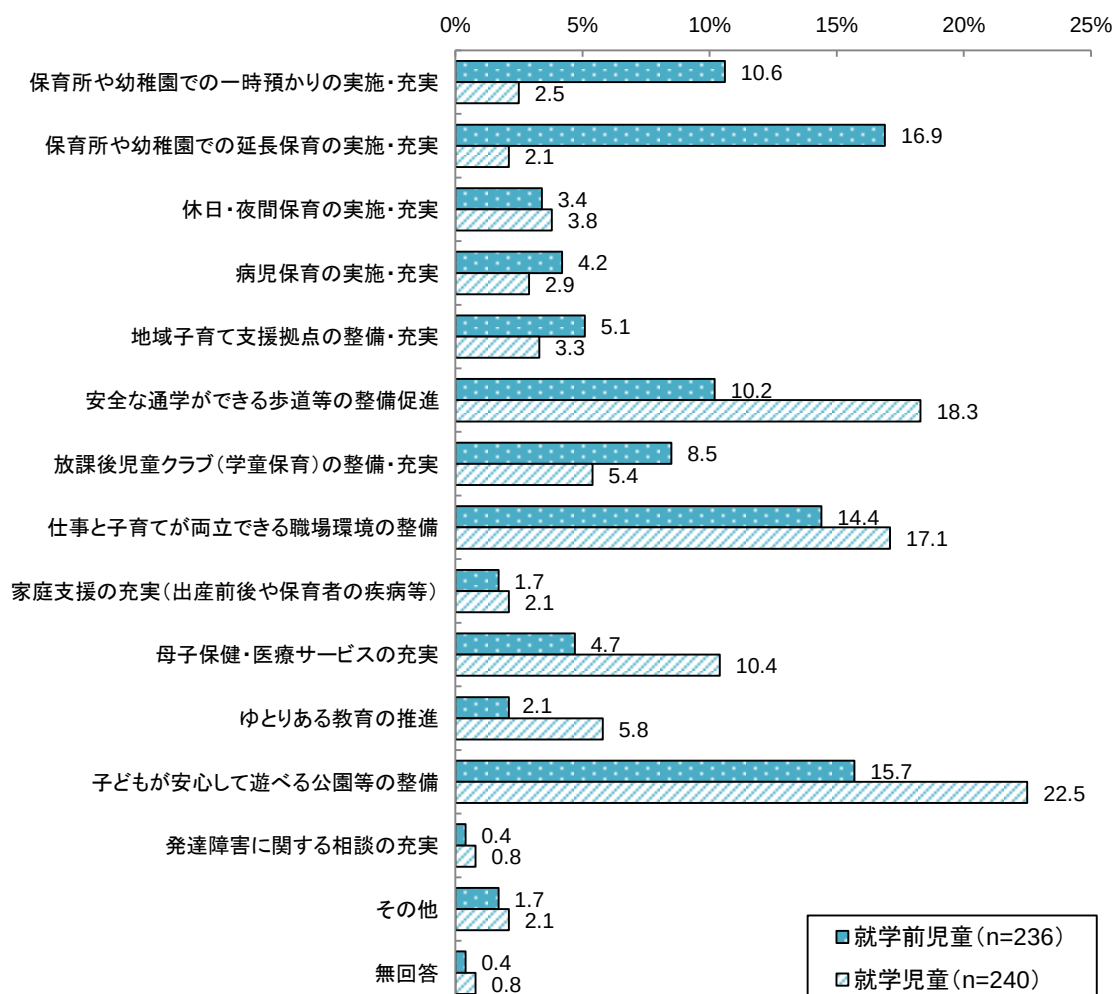
(9) 仕事と子育ての両立や必要とする支援策について

仕事と子育ての両立については、育休や有給休暇等を取得しやすい環境や職場の理解が多く求められています。また、支援策は、就学前児童では保育所、幼稚園の延長保育等の実施、就学児童では子どもの遊び場の整備などが最も望まれています。

◆仕事と子育ての両立に職場で必要だと思うこと

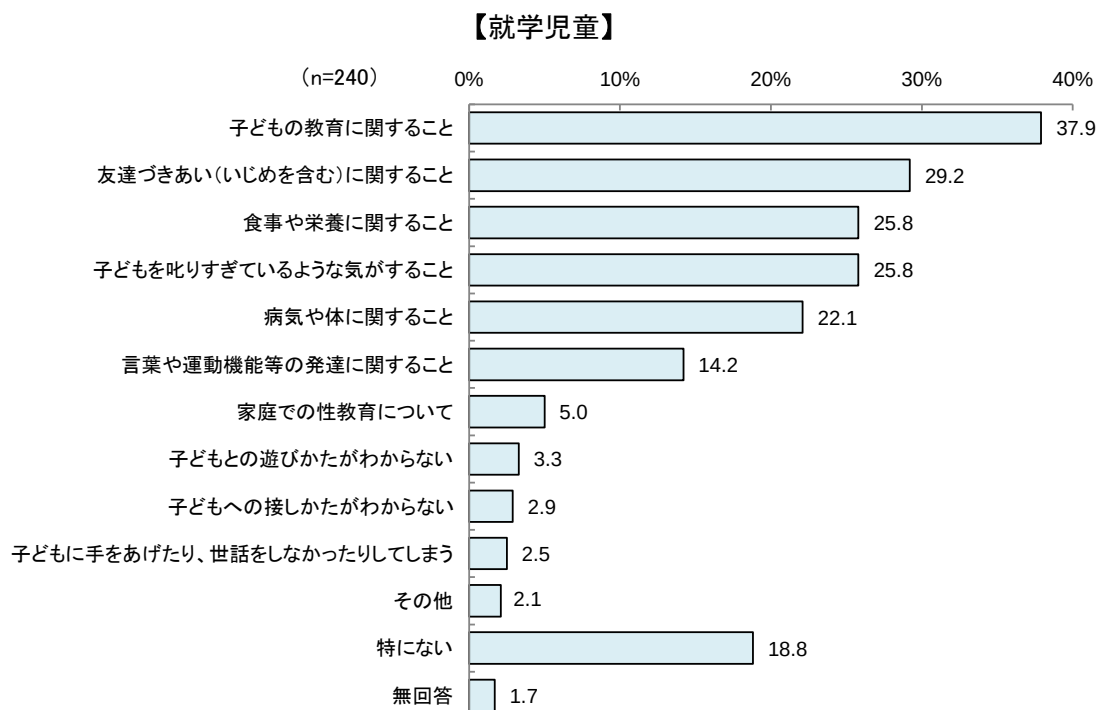
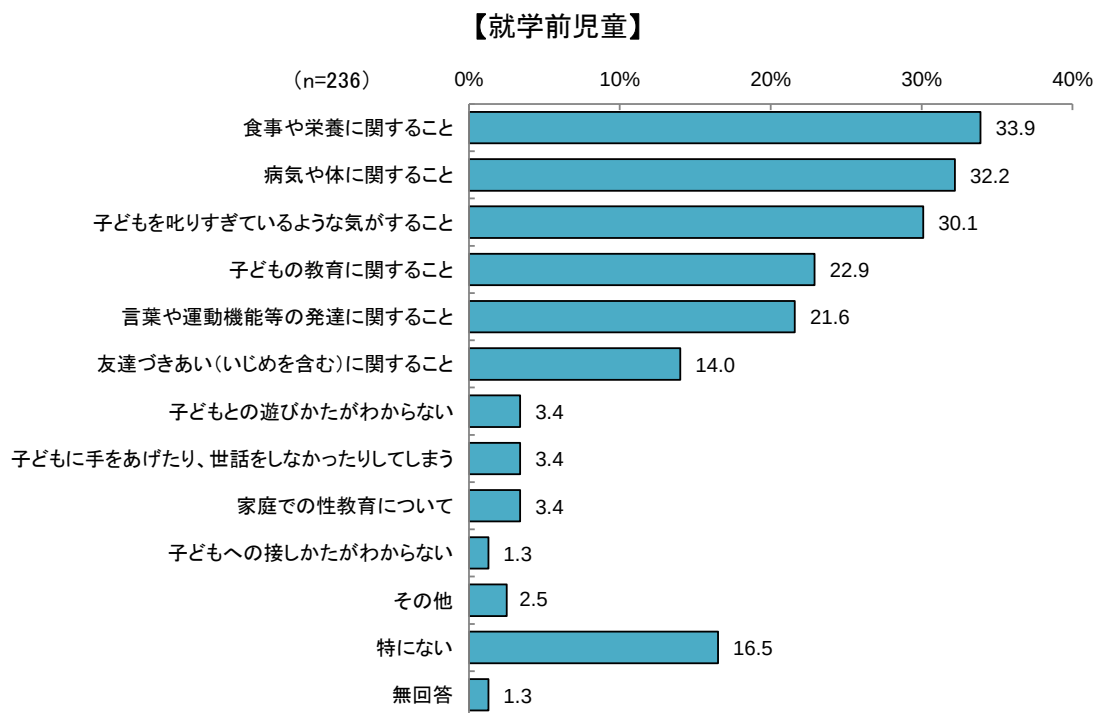


◆最も望んでいる子育て支援策（最も望むもの1つ選択）



子育てに関する日常的な悩みについては、就学前児童では「食事や栄養に関すること」、「病気や体に関すること」、就学児童では「子どもの教育に関すること」、「友達づきあい(いじめを含む)に関すること」などが多くあげられています。

◆子育てに関する日常的な悩み



6 現状と課題

（１）ニーズに対する供給のあり方

本町においては、アンケート調査等から算出した教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量は現在の供給体制で概ね充足できる状況にありますが、低年齢児の保育ニーズが高まってきています。新卒者を含む保育士の新規採用や臨時職員の確保に取り組んでいますが、必要に応じて配置する加配保育士や途中入所に対応する保育士の確保が課題となっています。

また、子どもの数が減少することが見込まれる中、保護者の就労形態の多様化や共働き世帯の増加等により、子育て家庭のニーズは多様化しています。今後も子育て家庭の様々な状況に柔軟に対応し、子育て家庭が利用しやすい子育て支援のあり方を検討していく必要があります。

（２）相談体制の充実

乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり、保護者や家庭のかかわり方が重要となります。睡眠、食事、運動等生活リズムを整え、子どもとの情緒的交流が望まれますが、一方で、育児不安を持つ母親が多くなっています。

アンケート調査によると、保護者の子育てに関する日常的な悩みは、就学前では「食事や栄養に関すること」、「病気や体に関すること」、「子どもを叱りすぎているような気がする」と、小学生では「子どもの教育に関すること」、「友達づきあい（いじめを含む）に関する事」など、様々な悩みを抱えています。

妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行い、タイムリーに福祉サービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育てることができる取り組みが必要です。今後は、子育て支援に関する情報発信を充実するとともに、妊娠から出産、乳幼児期と連続した公的支援に加え、子育て家庭間の交流や、悩みを気軽に相談できる機会や場所の提供など、切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが重要です。

（３）仕事と子育ての両立の推進

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を実現することを目指しています。平成 29 年 10 月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」）が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。しかし、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

アンケート調査では、母親の育児休業を取得した割合は 39.0%ですが、父親の取得した割合はわずか 0.8%と、いまだ低い水準となっています。また、育児休業を取得していない理由として「職場に育児休業がなかった」、「育児休業制度が利用しにくい職場環境だから」などの回答もみられます。

働きながら安心して子どもを産み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。また、働き方改革を進めることで、子育ての負担が女性に偏っている現状を変え、男性が進んで育児に参加できる環境をつくる必要があります。

（４）子どもの貧困対策の推進

厚生労働省が実施する国民生活基礎調査によれば、平成 27 年時点で 17 歳以下の子どもの貧困率は 13.9%であり、約 7 人に 1 人の子どもが貧困の状態にあるものと考えられます。中でも、ひとり親世帯の貧困率は 50.8%と非常に高い水準となっており、経済的に厳しい状況にある場合が多いことがうかがわれます。

アンケート調査によると、収入が低い家庭では、就学援助、奨学金、無料または低料金で利用できる家庭教師・学習支援、生活困窮者やひとり親家庭への就職サポートなどのニーズが高くなっています。

貧困の状態にある子どもたちが社会人となり自らも貧困から抜け出せないといった、貧困の世代間連鎖の問題が大きくクローズアップされています。こうした貧困の連鎖を断ち切る支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けることが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、全ての子どもはその生命と人権が尊重されなければなりません。子どもは、家族の一員としてかけがえのない存在であり、これからの社会を担う力として大切な存在です。子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、全ての住民に共通する願いでもあります。

子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境は、共働き家庭の増加や兄弟姉妹の数の減少、地域とのつながりの希薄化など変化してきています。地域や社会が保護者に寄り添い、親が親として成長し、喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、子育ての負担や不安を和らげるような支援が必要です。

本町では、次の基本理念を掲げ、子どもの視点にたち、子どもが生きていくことの喜びを感じつつ、いきいきと育つことを地域社会全体で支え合う仕組みづくりを通じて、地域のふれあいの中で、子どもがのびのびと育つまちの実現に向け、各種施策に取り組んできました。本計画においても、前計画からの基本理念を継承し、地域社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目指します。

未来を担う子どもたちが、健やかにたくましく生きていくための様々な力を育みながら成長するために、子育てについての第一義的な責任を有する保護者が安心して子育てでき、子育てや子どもの成長に喜びを感じられる環境を整えるとともに、地域・企業・学校・行政が協力して、地域社会全体で子どもと子育て家庭を温かく見守り、子どもを大切にし、のびのびと過ごせるまちづくりを進めていきます。

基本理念

ともにささえあい、
安心して子育てができるまち

2 計画の基本的な視点

計画策定にあたって、次の3項目を基本的な視点として設定します。

子どもの幸せを第一に考える視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていく必要があります。

子どもの視点に立ち、教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

家庭の子育て力を高める視点

子育てについての第一義的責任がある保護者が、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じ、楽しく子育てができるように支援します。また、子育てを通して、子どもと保護者がともに育っていけるように、家庭での子育て力を高めます。

地域全体で子育てを支える視点

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、広く地域全体で支えていく必要があります。地域社会、事業主、行政など社会を構成するそれぞれが連携・協力して、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整備します。

3 基本目標

本計画では、基本理念「ともにささえあい、安心して子育てができるまち」を実現するために、次の5つの基本目標を設定し、各種施策を推進していきます。

基本目標1 地域における子育ての支援

女性の就業率の増加や働き方の多様化等を背景に、子育て家庭のニーズは多様化しており、こうした状況に対応するため、教育・保育の量的・質的向上を図ります。

また、すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。

基本目標2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

子どもの健やかな心身の育ちは、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな支援によって達成されます。母子を取り巻く環境が大きく変化し、出産や育児への不安感や負担感を感じる中、安心して子どもを産み育てることへの支援が必要とされています。

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立することのないよう、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支援します。

基本目標3 支援が必要な子ども・家庭への取り組み

合理的配慮を必要とする障がいのある子どもや虐待等によりケアを必要とする子ども、ひとり親家庭等への継続的な支援の充実を図ります。

また、経済的状況により、子どもの学習環境が十分ではなく、進学などの選択範囲が狭められている貧困家庭に対して、就学援助等の支援を行うほか、子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることの理解を深め、地域全体で見守り、適切な支援につなぐ環境づくりを推進します。

基本目標4 子どもの教育環境の整備

次代の親となる子どもが、社会で主体的に力強く対応できる、個性豊かで、健やかなからだ、豊かな心、その子の最大の力が発揮できる確かな学力を持った人に育てることができるよう、学校の教育環境等の整備のみならず、家庭での教育、地域における自然環境等を活用した多様な体験活動を通じて、家庭・地域・保育所・幼稚園・学校における教育力の向上を図ります。

基本目標 5 安心・安全の子育て環境づくり

子育て家庭が快適に安心して生活できるように、道路等のバリアフリー化など、子育てにやさしいまちの環境を整備していきます。また、子どもを交通事故や犯罪から守ることができるような環境整備に努めます。

4 施策体系

基本理念	ともにささえあい、安心して子育てができるまち
基本的な視点	子どもの幸せを第一に考える視点 家庭の子育て力を高める視点 地域全体で子育てを支える視点
基本目標	基本施策
基本目標 1 地域における子育ての支援	(1) 幼児期の学校教育・保育の充実 (2) 地域における子育て支援サービスの充実 (3) 子育てに伴う経済的負担の軽減 (4) 子育て支援ネットワークの充実
基本目標 2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	(1) 安心して出産できる保健・医療体制の整備 (2) 健やかに育つための保健・医療体制の整備
基本目標 3 支援が必要な子ども・家庭への取り組み	(1) 児童虐待の防止 (2) ひとり親家庭の自立支援 (3) 子どもの貧困対策の推進 (4) 障がい児施策の充実
基本目標 4 子どもの教育環境の整備	(1) 次代の親の育成 (2) 学校教育の充実 (3) 子どもの健全育成 (4) 家庭や地域の教育力の向上
基本目標 5 安心・安全の子育て環境づくり	(1) 子育てを支援する生活環境の整備 (2) 子どもの安全の確保

第4章 施策の展開

基本目標1 地域における子育ての支援

(1) 幼児期の学校教育・保育の充実

子育て家庭の生活実態や意向を十分踏まえて、多様な施設または事業者から質の高い教育・保育を受けられるような提供体制の確保に努めます。

また、幼児期の教育・保育の質の向上を図るとともに、幼児期の教育と就学後の教育の連続性を踏まえ、保幼小連携の体制を整備します。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
1	保育所	第1期計画期間において、開所時間を15分早め、夕方の通常保育時間を15分延長しました。 引き続き就労などにより家庭で保育できない保護者に代わって保育を行うため、保育ニーズに対応した保育の提供に努めます。	福祉保健課 さくら保育所
2	幼稚園	第1期計画期間では、園舎改修工事や空調整備など、よりよい教育環境を提供できるよう施設整備を行いました。 引き続き小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行うための教育環境の整備を図ります。	教育委員会
3	低年齢児保育の実施	0歳（満6ヶ月以上）児からの受け入れを実施します。	さくら保育所
4	質の高い教育・保育や子育て支援等の推進	乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに鑑み、子どもの健やかな発達を保障するために、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を図ります。 そのために、県や関係機関と連携した人材の確保・育成に努め、教育・保育サービス等の評価にも取り組みます。	福祉保健課 教育委員会 さくら保育所
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	利用申請により保育の必要性を認定したうえで、幼稚園（子ども・子育て支援新制度へ未移行）、認可外保育施設、預かり保育等を紹介します。	福祉保健課 教育委員会 さくら保育所
6	産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	育児休業満了時以降、教育・保育事業の利用を希望する保護者が、希望時期から質の高い保育を利用できるよう配慮に努めます。	福祉保健課 さくら保育所

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
7	保幼小中連携等の推進	妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るため、幼稚園、保育園、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業、その他子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。 そのために、保幼小中の職員の合同研修を実施するなど、相互交流が図れるよう支援を行います。	福祉保健課 教育委員会 さくら保育所

（２）地域における子育て支援サービスの充実

共働きをしている家庭、共働きをしていない家庭、ひとり親家庭、障がいのある子どものいる家庭など、すべての家庭の子育てを支えること、あらゆる状況にあるすべての子どもの成長を支援することが必要です。また、家庭の養育機能の低下や子育て家庭の孤立化などが問題となっていることから、地域全体が子育て中の保護者の気持ちを受け止め、支えることが大切です。

地域における子育てに関する様々な支援の充実を図るとともに、情報提供体制の充実を図り、すべての子育て家庭が身近に感じることができる、地域一丸となった子育て支援体制づくりを進めます。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
8	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターを設置し、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。	福祉保健課 さくら保育所
9	妊婦健康診査	妊婦健康診査を妊婦 1 人につき最大 14 回無料で実施し、医療機関と連携した個別指導を行います。	福祉保健課
10	乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行います。	福祉保健課
11	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し、養育に関する指導助言、相談等を実施します。	福祉保健課
12	子育て短期支援事業	保護者が仕事その他の理由により、平日の昼間または休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かります。	福祉保健課

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
13	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、児童の預かり等を希望する者と当該援助を行うことを希望する者との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行います。	福祉保健課
14	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所、幼稚園等で一時的に預かり、必要な保護を行います。	教育委員会 さくら保育所
15	延長保育事業	第1期計画期間において、通常保育時間を午後6時15分まで延長したため、延長保育登録数は減少傾向にあります。 引き続き多様な就労環境に対応するため、保育所の開所時間を午後7時まで延長して保育を実施します。	さくら保育所
16	病児保育事業	児童が病氣中や病氣の回復期などのため、集団生活が困難なときに、病院などで一時的に保育を行います。	福祉保健課
17	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに遊びや生活の場を提供します。	福祉保健課
18	子育て情報誌の作成と発行	妊娠期から出産・育児・教育・環境等に関する情報誌を作成し、妊娠届出時等に配布します。また、公的・民間・ボランティア等を含めての情報を掲載します。現在、年1回子育て情報誌を作成し、妊娠届出時と転入時に説明して配布しています。	福祉保健課

（３）子育てに伴う経済的負担の軽減

子育ては、養育費や医療費などの経済的負担が大きく、子育て家庭における生活の安定と子どもの健やかな成長のための経済的負担の軽減が求められています。

国においては、幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和元年10月から3～5歳のすべての子ども等を対象に、幼児教育の無償化が始まりました。

本町では、子育てに対する経済的支援として、児童手当、児童扶養手当や、出産祝い金制度、子どもはぐくみ医療費助成制度等を行っています。

これらの制度について、今後も周知に努めるとともに、国・県や近隣市町の動向を見据えながら、充実を図っていきます。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
19	児童手当	中学校卒業まで（15 歳に達した後最初の3月31日まで）の子どもを養育している方に児童手当を支給します。	福祉保健課
20	出産祝い金制度	次世代を担う赤ちゃんの誕生を祝福し、子育ての経済的負担の軽減と健全な育成を図るために出産祝い金を交付します。	住民人權課
21	子どもはぐくみ医療費助成制度	18 歳に達する年度末まで、保険適用内の医療費（通院・入院とも）にかかる自己負担分を助成します。	福祉保健課
22	養育医療	2,000 グラム以下で出生したとき又は正常児が出産時に有する諸機能を得るに至っていないとき、医療費の一部負担金を公費負担とします。	福祉保健課

（４）子育て支援ネットワークの充実

子育てをする親同士や、子育て家庭と地域の人がつながることができるよう、身近な交流の場づくりを推進します。

また、子育てを地域全体で支えるため、子育て支援団体の育成、子育てに関する情報を共有できる仕組みづくりなど地域の関係機関の連携強化を図ります。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
23	地域子育て支援拠点事業 【再掲】	子育て支援センターを設置し、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。	福祉保健課 さくら保育所
24	子育てボランティアの育成及び取り組みの支援	子育てグループや子育てボランティアの育成や活動への支援（場所の提供、子育て情報誌を利用しての情報提供等）を行います。	福祉保健課

基本目標２ 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

（１）安心して出産できる保健・医療体制の整備

子どもを安心して産み育てることができるよう、妊娠・出産における健康づくり支援や相談体制の充実を図ります。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
25	妊娠届出時の重点指導	妊娠届出時に、妊婦中の栄養・たばこの害・早産予防について重点的に相談指導します。	福祉保健課
26	妊婦健康診査 【再掲】	妊婦健康診査を妊婦１人につき最大１４回無料で実施し、医療機関と連携した個別指導を行います。	福祉保健課
27	家庭訪問	妊婦健診での健診結果により必要に応じて、医療機関と連携して家庭を訪問し、保健指導等を実施します。	福祉保健課
28	小児医療・周産期医療	休日・夜間の救急医療体制の充実や小児救急医療体制や適正な受診や、安全な出産を確保するため、地域の周産期医療施設と連携し、母体・新生児救急医療体制の周知を図ります。	福祉保健課
29	上板町こうのとり応援事業	不妊治療を行っている夫婦を支援するため、医療保険が適用されない特定不妊治療に要する費用の一部を助成します。	福祉保健課
30	出産祝い金制度 【再掲】	次世代を担う赤ちゃんの誕生を祝福し、子育ての経済的負担の軽減と健全な育成を図るために出産祝い金を交付します。	住民人権課

（２）健やかに育つための保健・医療体制の整備

近年、都市化や少子化により不適切な栄養や体力・運動能力の低下、アレルギー性疾患の増加等の問題が生じています。アンケート調査においても、子育てについての悩みや不安について、「食事や栄養に関すること」、「病気や体に関すること」が多くなっています。

子どもの健康が確保されるよう、乳幼児健康診査等において子どもの健康づくり支援を行うとともに、すべての子育て家庭が妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援を受けながら安心して子育てができ、出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくります。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
31	乳児家庭全戸訪問事業 【再掲】	生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行います。	福祉保健課
32	養育支援訪問事業 【再掲】	養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し、養育に関する指導助言、相談等を実施します。	福祉保健課
33	乳幼児健診・家庭訪問	乳幼児健診を行い、また、健診未受診児、及び要フォロー児に対しては家庭訪問、電話等により状況確認と保健指導を行います。(成長発達のチェック・育児・事故予防指導・育児不安の相談)	福祉保健課
34	歯科健診・フッ素塗布	2歳児を対象に歯科健診とフッ素塗布、むし歯予防指導を行います。	福祉保健課
35	予防接種	子どもの定期予防接種を徳島県内のかかりつけ医で無料で実施します。	福祉保健課
36	子育てひろば	地域で気軽に集い、相談や親同士の仲間作りができる場を提供します。(ボランティアによる絵本の読み語り・おもちゃ作りや保健師・保育士・助産師・栄養士等による育児相談等)	福祉保健課 さくら保育所
37	育児教室	子どもの成長発達を理解し、安心して育児ができ、基本的な生活習慣を実践する力を身につけられるよう、のびのび子育て教室等を実施します。	福祉保健課
38	育児相談	子育てひろばにおいて、乳幼児健診や子育てサークルの集まりの機会に育児相談を実施します。(望ましい生活リズム、食習慣、運動習慣等将来の生活習慣病予防につながる内容)	福祉保健課
39	育児支援教室	土日に開催し、妊娠出産育児の情報を夫婦で共有する機会としてパパママ教室を実施します。 また、幼稚園での参観日等に親子あそび・生活習慣・しつけ等についての体験型教室を実施します。	福祉保健課 教育委員会 さくら保育所
40	発達相談	乳児健診事後の心理相談員による発達相談を実施し、必要に応じて、保育所・幼稚園・小中学校・医療機関・専門機関と連携します。	福祉保健課
41	食育推進事業	学校給食センターが中心となり、給食メニューコンテストを実施します。 また、栄養教諭が各学校で食に関する授業を積極的に行います。	教育委員会

基本目標 3 支援が必要な子ども・家庭への取り組み

(1) 児童虐待の防止

子どもへの虐待は、子どもの心に深い傷を残し、否応なくその輝きを奪い、時に将来の可能性をも奪うものであり、何人も子どもへの虐待を行ってはなりません。

家庭訪問や乳幼児健診等を活かして、家庭との接触の機会を増やし、危険なサインを発見すること、情報提供や相談機会を増やしていくとともに、関係機関の連携を強化し、より効果的な支援を進めていきます。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
42	情報の周知	児童虐待の防止や早期発見のため、児童虐待に関する情報（どのような行為が虐待であるか、虐待を目撃した場合の対処方法等）の周知を図ります。	福祉保健課
43	児童虐待への的確な対応	虐待を含めた子育ての総合窓口は役場福祉保健課及び子育て支援センターとし、関係機関と連携しながら早期発見・対応に努めます。 また、配慮を要する児童等への適切な対応と家庭への支援を的確に行う体制の構築に努め、子ども家庭総合支援拠点の整備について検討していきます。	福祉保健課
44	上板町要保護児童対策地域協議会の設置	関係機関と密に連携し、児童虐待防止、早期発見及び家庭への支援に努めます。また、事案発生時には随時ケース会議を開催します。	福祉保健課
45	要保護児童への支援体制の充実	虐待を受けた子どもの精神的なケアを行う関係機関と連携をとり、適切な対応に努めます。 また、きめ細やかな対応が必要とされるため、専門的なスキルを持った人員配置、体制づくりに努めます。	福祉保健課

(2) ひとり親家庭の自立支援

近年、ひとり親家庭が増加し、そのことにより子どもの環境も変化しています。本町の婚姻件数は毎年 40～50 件前後で推移している一方で、離婚件数は 20 件前後で推移しています。離婚の増加は子どもを取り巻く環境に変化をもたらし、ひとり親家庭の増加要因のひとつにもなっています。

ひとり親家庭等が自立した生活を営めるよう、地域における母子家庭、父子家庭の現状の把握に努め、相談事業や生活支援、経済的支援等、総合的な自立支援に努めます。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
46	児童扶養手当	父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に審査の上、支給します。（所得制限有）	福祉保健課
47	ひとり親家庭の医療費助成制度	18 歳到達後最初の3月 31 日までの間にある子を養育している父子家庭の父子または母子家庭の母子及び父母のいない児童が入院した場合や児童の通院時に、保険診療の自己負担分の助成を行います。	福祉保健課
48	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	母子・父子家庭、寡婦の生活の安定と、その子どもの健やかな成長を図るために、貸付を行います。	福祉保健課
49	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	県の母子自立支援員、家庭相談員との連携により、子育ての相談、就業に関する相談、必要な知識技能を身につけるための相談や情報提供を実施しました。	福祉保健課

（３）子どもの貧困対策の推進

厚生労働省が実施する国民生活基礎調査によれば、平成 27 年時点で 17 歳以下の子どもの貧困率は 13.9%であり、約 7 人に 1 人の子どもが貧困の状態にあるものと考えられます。中でもひとり親世帯の貧困率は 50.8%と非常に高い水準となっており、経済的に厳しい状況にある場合が多いことがうかがわれます。

貧困の状態にある子どもたちが社会人となり自らも貧困から抜け出せないといった、貧困の世代間連鎖の問題が大きくクローズアップされています。こうした貧困の連鎖を断ち切る支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるよう努めていきます。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
50	就学援助費交付	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し就学援助費を交付します。	教育委員会
51	徳島県生活困窮者自立支援事業	徳島県では、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、平成 27 年 4 月から生活にお困りの方や不安を抱えている方に対し、自立に向けた支援を行う「生活困窮者自立支援事業」を実施しており、上板町では社会福祉協議会が相談窓口となっています。	社会福祉協議会

(4) 障がい児施策の充実

障がい児など特別な支援が必要な子どもへの支援については、「上板町障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、学校卒業までの成長段階に応じた療育や保育・教育の推進を図ります。障がいの原因となる疾病及び事故の予防を含めた乳幼児期の健康づくりや障がいの早期発見等のために母子保健事業を推進するほか、発達段階に応じて切れ目なく保健・医療・福祉、教育等の必要な支援が受けられるよう、関係機関等との連携強化を図ります。

また、特定教育・保育施設、学童保育での障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進します。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
52	障がいの早期発見	乳幼児健診を行い、障がい等の早期発見及び健全な発育を促すために健診の個別指導や早期療育体制の充実を図ります。乳幼児健診では小児科医師や心理相談員等による健診や相談を実施し、精密健診や個別発達相談を実施します。 乳児家庭全戸訪問を全員に実施するとともに、低出生体重児、未熟児、健診事後フォロー者等への訪問・育児支援を実施します。	福祉保健課
53	在宅福祉サービスの充実	発達障がいのある子どもに対する支援として、就学前児童を対象とした「児童発達支援」、学齢児を対象とした「放課後等デイサービス」の利用を推進します。	福祉保健課
54	相談支援の充実	指定障がい児相談支援事業所をはじめとする関係機関と情報共有・意思確認を通じ、障がいのある子どもへの相談支援体制を充実します。	福祉保健課
55	障がいのある子どもの親の会への支援	障がいや発達の課題のある子どもや保護者が交流したり地域の様々な場に参加したり、親睦を深めるための活動として、親の会を支援します。	福祉保健課
56	障がい児保育・教育の推進	一人ひとりの障がいの種類・程度に応じ、家庭・専門機関等との連携のもと、保育及び教育を実施します。	教育委員会 福祉保健課 さくら保育所
57	医療的ケア児への支援	たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを要する障がい児が、必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うためのコーディネーターを配置します。	福祉保健課

基本目標 4 子どもの教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

現在、少子化の進行や地域社会のつながりの希薄化等により、子どもが兄姉に面倒をみてもらったり弟妹の世話をしたり、近所の子どもと遊んだりするなど、異なる年齢の子どもたちのふれあう機会が少なくなっています。

次代の親となる子どもが、男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義、子どもや家庭の大切さ、また命の大切さについて理解を深めることができるよう、意識啓発を図るとともに、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
58	中学校と乳幼児のふれあいの場づくり	家庭科の授業や職場体験の一環として、保育所での保育実習（年1回）や職場体験学習での保育士の体験実習等を実施し、命や子育てについて考える機会とします。	教育委員会

(2) 学校教育の充実

子どもたちが、夢に向かって努力し、たくましく生きるために、心身ともに健康で、幅広い知識や教養、豊かな情操、道徳心などをバランスよく習得し、総合的な人間力を高める教育を推進します。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
59	基礎学力の向上	全国学力・学習状況調査や県学力ステップアップテストの結果から、各学校毎に課題分析を行い、指導に生かしています。 一人ひとりの個性に応じた資質や能力を育むよう、基礎学力の定着と向上に努めます。	教育委員会
60	豊かな情操の育成	子どもの芸術文化活動に対する意欲や態度の活性化を図るとともに、子どもの主体的な読書活動の推進を図ります。 また、道徳教育等を通じて、規範意識や他人を思いやる心を育みます。	教育委員会
61	健やかな体の育成	肥満予防、肥満対策、歯と口腔の健康づくり等の取り組みを通じて、望ましい生活習慣の定着を図るとともに、体育の授業等において、楽しみながら運動習慣の確立を図ることができる取り組みを推進します。	教育委員会

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
62	国際理解・英語教育の推進	外国語指導助手（ALT）を招き、小中学校に配属し、児童生徒が生きた英語に接し国際感覚の基礎を培うとともに、新たな学習意欲を生み出す機会を充実します。 また、幼稚園においても外国語活動の時間を設け、子どもの外国語の習得・交流活動の活性化・自国理解と他国理解を推進します。	教育委員会
63	思春期保健に関する普及啓発	性や命に関する学習機会の充実や喫煙・薬物に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	教育委員会
64	心の教育の充実	いじめ、不登校やひきこもりなど、児童・生徒が直面する心の問題に対応するため、スクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実に努めます。	教育委員会
65	教職員の資質向上の推進	各学校ごとに「チーム学校」として、互いに協力し、教え合うことのできる環境づくりを行うとともに、教職員一人ひとりの教師力を高めることにより、学校の教育力の向上を図ります。	教育委員会
66	教育施設の安全性の確保	教育施設の老朽化対策や防災機能強化について、必要に応じて整備を実施します。	教育委員会

（３）子どもの健全育成

すべての子どもが放課後や長期休暇中に、身近な地域で安全に遊び、学べる居場所づくりを推進します。

子育て、虐待、ニート、ひきこもり、不登校等の子どもや若者が抱えやすい問題に対する相談窓口の充実を図ります。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
67	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） 【再掲】	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに遊びや生活の場を提供します。	福祉保健課
68	新・放課後子ども総合プランの取り組みの推進	国において、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、向こう５年間（令和元年度～令和５年度）を対象とする新たな放課後児童対策のプランが策定されました。 本町においては、現在放課後子ども教室を実施していないことから、今後放課後子ども教室の整備を検討します。	教育委員会

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
69	公園の環境整備	子どもたちに安全かつ健全な遊び場を提供するため、地域住民と連携を図りながら、適正管理に努めます。	環境保全課
70	上板町子ども・若者相談支援センター『あい』	「子ども・若者育成支援推進法（H22.4.1 施行）」に基づき、「上板町子ども・若者相談支援センター『あい』（上板町子ども・若者支援地域協議会）」を設置し、子育ての悩み、虐待、ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者とその家族に対する相談窓口として、社会的自立に向けた相談・支援を行います。 『あい』での相談は、電話や来所（予約）により受け付け、面接や訪問を行います。その内容に応じて、適切な支援機関の紹介や情報提供及び助言、関係支援機関との連絡・調整等を行い、相談者の悩みに寄り添った問題解決の支援を行います。 今後は、「来ることを待つ」対策から、アウトリーチを活用した多面的なアプローチを築いていきます。	教育委員会
71	ユースアドバイザー（専門的な相談員）の養成	子ども・若者相談支援センター『あい』が主体となり、ユースアドバイザー（専門的な相談員）養成講習会を開催し、個別に継続した包括支援を行います。	教育委員会

（４）家庭や地域の教育力の向上

子どもの成長における家庭の重要性について意識啓発を図るとともに、子育てをする親が自信と責任を持って子育てができるよう子育てに関わる情報提供や相談、学習機会の充実を図ります。

また、地域住民や関係機関の連携の下、地域の教育力を高めることで子どもが健全に成長することができる環境づくりを推進します。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
72	地域に開かれた学校づくりの推進	地域ぐるみの教育を推進するために、学校の教育活動に地域の人々の参加・協力を求めたり、各分野において優れた知識や技術をもつ地域の人を講師として招きます。 また、農業体験、地域の方との餅つき、藍染め体験など、各学校で取り組みを進めます。	教育委員会
73	親子会活動の推進	各親子会へ費用助成を行うことで、親子会の様々な活動を支援します。	教育委員会

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
74	スポーツ活動の推進	少年団活動に対する指導者研修会やスポーツ大会を開催します。	教育委員会
75	世代間交流活動	独居老人宅を訪問し、お年寄りとのふれあいを深めることにより、青少年の健全育成を図ります。現在、町内児童生徒が独居老人宅へ訪問し、花や手紙を配る活動を行っています。	教育委員会
76	家庭教育学級	幼稚園児や小学生の保護者や教員が、よりよい子育てについて、教員または PTA 主催で年に数回講演会や講習会を行います。	教育委員会
77	思春期講演会	思春期の子どもの子育てについて専門家の講師を招き、講演を行います。	教育委員会 福祉保健課
78	ブックスタート事業	赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動を行います。	福祉保健課

基本目標5 安心・安全の子育て環境づくり

(1) 子育てを支援する生活環境の整備

公共施設や道路等のバリアフリー化を進めるなど、子育て家庭が快適に安心して生活できる子育てにやさしいまちづくりを推進します。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
79	安全な道路環境の整備	巡回や住民からの連絡をもとに、防犯灯、カーブミラーの交換及び道路の補修等を行います。	建設課
80	公園・緑地の整備及び情報提供	家族で楽しく遊べる身近な公園および緑地は地域住民と連携を図りながら、安全かつ健全で楽しく遊べる場所として適正管理に努めます。	環境保全課
81	公園等のマップの作成と発行	子育て情報誌とあわせて、公園などの身近な遊び場のマップを発行します。	福祉保健課

(2) 子どもの安全の確保

子どもを犯罪の被害から守るため、家庭や地域、子ども自身の防犯意識を高めるとともに、災害弱者である子どもを様々な危険から守るため、関係機関・団体との連携を強化し、子どもや保護者が安心して生活できるまちの整備を進めます。

また、交通の面において、危険予測能力が低い子どもは特に注意が必要であることから、正しい交通ルールの指導と交通安全意識の向上に努めます。

【施策の内容】

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
82	犯罪等に関する情報提供	板野西部補導センターから各学校に不審者情報が提供されています。また、各学校から不審者情報等のメールが保護者に配信され、注意喚起が行われています。	企画防災課 教育委員会
83	地域防犯パトロール	防犯推進委員によるイベント会場等における防犯パトロールや、青色パトロール車などを活用した下校時間帯における見守り活動を実施し、犯罪抑止に努めます。	企画防災課 教育委員会
84	民生委員児童委員及びボランティアによる巡回活動	子どもの登下校時に散歩を兼ねた見回りを実施し、不審者による犯罪防止に努めます。	福祉保健課
85	巡回補導活動	重大な非行の前兆ともなり得る不良行為等の問題行動の発見のため青少年育成上板町民会議、関係機関との連携による夏休み期間を中心に巡回補導を行います。	教育委員会

No	施策・事業名	取り組み内容	担当課
86	広報啓発活動	「防ごう少年非行」県民総ぐるみ運動について講演会や広報を行い、地域全体で少年非行を防ぐ取り組みを推進します。 また、防ごう少年非行上板町推進大会の周知及び実施を行います。推進大会では基調講演、中学生非行防止作文優秀者表彰及び最優秀者発表等を行い、広報誌による「防ごう少年非行」県民総ぐるみ運動の周知も行います。	教育委員会
87	防災対策の推進	幼児期から発達段階に応じてあらゆる機会を通じて防災についての理解と関心を深めることができるよう、防災啓発・防災生涯学習を推進します。	教育委員会
88	交通安全教室の実施	幼稚園、小学校、中学校において、講話や映像などの座学、さらに実技指導による交通安全教室を実施します。 また、さくら保育所においても、毎年交通安全教室を実施し、交通事故の悲惨さや命を守ることの大切さを学ぶ機会を提供します。	教育委員会 福祉保健課 さくら保育所

第5章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定めることとされており、本町は、中学校区が1つであることや保育所の利用が町内全域からとなっていることなどを勘案して、町内全域を1区域として設定します。

2 各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策

保育所等の学校教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し実施することとなります。

就学前児童数の推移、ニーズ調査から算出した教育・保育の利用意向や就労希望等により、保育必要性の認定区分、年齢区分に応じた計画期間における各年度の量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

また、障がい児、外国につながる幼児等特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、必要に応じて関係課等との連携を図ることや、使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組みます。

認定区分	対象者	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育の必要な事由に該当する子ども（保育を必要とする子ども）	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育の必要な事由に該当する子ども（保育を必要とする子ども）	保育所、認定こども園、小規模保育等

※保育の必要な事由：就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合。

（１）教育の事業量の見込み

〈１号認定：３～５歳児の見込み〉

【実績】

（単位：人）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績値	162	172	178	151	149

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	177	164	166	154	164
②確保方策	幼稚園 （特定教育・保育施設）	350	350	350	350
	認定こども園 （特定教育・保育施設）	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0
	計	350	350	350	350
②－①		173	186	184	196

【実施体制】

幼稚園 （特定教育・保育施設）	4か所	神宅幼稚園、東光幼稚園、松島幼稚園、高志幼稚園
--------------------	-----	-------------------------

【確保方策】

◇量の見込みを定員が上回っており、希望者全員を受け入れられる定員が確保されています。

◇今後の需要増に対応できる体制は十分確保されており、現在の提供体制で引き続き事業を実施します。

（２）保育の事業量の見込み

〈２号認定：３～５歳児の見込み（保育所）〉

【実績】

（単位：人）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績値	72	52	63	69	72

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	64	60	60	57	61
②確保方策	認可保育所 （特定教育・保育施設）	72	72	72	72
	認定こども園 （特定教育・保育施設）	0	0	0	0
	計	72	72	72	72
②－①	8	12	12	15	11

〈３号認定：０歳児の見込み〉

【実績】

（単位：人）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績値	25	26	26	18	25

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	25	25	25	25	25
②確保方策	認可保育所 （特定教育・保育施設）	25	25	25	25
	認定こども園 （特定教育・保育施設）	0	0	0	0
	地域型保育	0	0	0	0
	計	25	25	25	25
②－①	0	0	0	0	0

〈3号認定：1・2歳児の見込み〉

【実績】

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績値	70	72	81	97	96

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	94	104	102	99	96
②確保方策	認可保育所 (特定教育・保育施設)	97	97	97	97
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0
	地域型保育	0	0	0	0
	計	97	97	97	97
②－①	3	▲7	▲5	▲2	1

【実施体制】

保育所 (特定教育・保育施設)	1 か所	上板町立さくら保育所
--------------------	------	------------

【確保方策】

- ◇2号認定、3号認定とも概ね希望者を受け入れられる定員が確保されています。
- ◇今後も低年齢児の保育ニーズが増加し、入所希望が多い状況が予想されることから、特に低年齢児保育の定員の確保を図り、子どもの養育環境の整備を図ります。
- ◇町内の幼稚園・保育所が連携して、町全体で就学前教育・保育の充実に取り組んでいきます。
- ◇幼稚園・保育所の連携を図り、それぞれの機能を活かした就学前の教育・保育の充実を図るために、合同での研修会等を開催します。
- ◇計画期間の5年間においては、認定こども園の導入は予定していません。しかし、今後の社会情勢や住民ニーズの変化を踏まえつつ、適正な対応に努めます。
- ◇慢性的な保育士不足の現状を踏まえ、県等と連携しながら、新卒保育士や潜在保育士への働きかけにより保育士の確保に努めます。

3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

「地域子ども・子育て支援事業」は、子ども・子育て支援法で 13 事業が定められており、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

「教育・保育」の量の見込みと同様に、就学前・就学児童数の推移、ニーズ調査から算出した各事業の利用意向等により、計画期間における各年度の量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

(1) 利用者支援事業

【事業の内容】

◇子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

◇本町では、現在利用者支援事業を実施していません。

【確保方策】

◇今後、地域の実情や需給の状態を十分に把握したうえで実施を検討します。

(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

【事業の内容】

◇乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

◇さくら保育所内において子育て支援センターを設置しており、無料で支援センターを開放したり、育児講座・育児相談を実施しています。

【実績】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績値	延利用回数 (人回)	115	246	243	247	233
	箇所数 (箇所)	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	延利用回数 (人回)	541	577	563	547	531
②確保方策	箇所数 (箇所)	1	1	1	1	1

【実施体制】

1 か所	上板町地域子育て支援センター
------	----------------

【確保方策】

- ◇保護者同伴での利用であるため、定員等の設定はなく、現在の提供体制で必要量を確保できる見通しです。
- ◇今後も地域子育て支援センターの充実を図り、利用者のニーズに対応できる体制の確保に努めていきます。

（３）妊婦健康診査

【事業の内容】

- ◇妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
- ◇本町では妊婦健康診査受診券を交付し、公費負担（14 回）を実施しています。
- ◇医療機関と連携した事後指導を実施しています。

【実績】

（単位：人回）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績値	868	910	685	807	752

【量の見込みと確保方策】

（単位：人回）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	1,009	987	953	927	899
②確保方策	1,009	987	953	927	899
②－①	0	0	0	0	0

【実施体制】

実施機関：福祉保健課 実施体制：医療機関委託

【確保方策】

- ◇今後も妊婦健康診査受診券の交付を継続するとともに、受診勧奨に努めます。また、医療機関との連携を図り、妊娠期の健康管理を充実させます。

（４）乳児家庭全戸訪問事業

【事業の内容】

◇生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

◇妊娠期からの切れ目のない支援を一体的に提供できるよう連携し、子育て支援の充実を図っています。

【実績】

（単位：人）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績値	82	74	51	72	80

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	69	67	65	63	61
②確保方策	69	67	65	63	61
②－①	0	0	0	0	0

【実施体制】

実施機関：福祉保健課

実施体制：直営

【確保方策】

◇対象乳児のいる家庭を確実に把握し、訪問できるよう努め、必要な家庭には継続した訪問を行って、子育て支援の充実を図ります。

◇提供体制は現状で確保できているため、今後は訪問率 100%をめざします。

（５）養育支援訪問事業

【事業の内容】

◇乳児家庭全戸訪問事業等の実施により把握した養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を保健師等が訪問し、養育に関する指導助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【実績】

（単位：人）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績値	14	12	14	19	17

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	20	20	20	20	20
②確保方策	20	20	20	20	20
②－①	0	0	0	0	0

【実施体制】

実施機関：福祉保健課
実施体制：直営

【確保方策】

◇現在の提供体制を維持し、関係機関と連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、事業の実施・充実を図ります。

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【事業の内容】

◇保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延利用日数（人日）	0	1	2	0	1
箇所数（箇所）	5	5	5	5	5

【量の見込みと確保方策】

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の 見込み	延利用日数 (人日)	5	5	5	5	5
②確保方策	ショートステイ (人日)	40	40	40	40	40
	トワイライトステイ (人日)	10	10	10	10	10
	計	50	50	50	50	50
	箇所数 (箇所)	5	5	5	5	5
②－①		45	45	45	45	45

【実施体制】

5か所	徳島児童ホーム、阿波国慈恵院、常楽園、鳴門子ども学園、徳島赤十字乳児院
-----	-------------------------------------

【確保方策】

◇県内5か所で実施しており、施設側の職員体制によっては利用したい時にすぐに利用できないこともありますが、需要増に対応できる体制は確保されており、現在の提供体制で引き続き事業を実施します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業の内容】

◇地域で子育ての支援をするために、依頼会員（育児の援助を受けたい人）と提供会員（育児の援助を行いたい人）が会員登録をし、センターの連絡・調整によりさまざまな育児の手助けを行う事業です。

◇板野東部ファミリー・サポート・センターに委託し、広域で実施しています。

【実績】

(単位：人日)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績値	3	105	249	462	250

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	455	445	432	448	414
②確保方策	455	445	432	448	414
②－①	0	0	0	0	0

【実施体制】

1 箇所	板野東部ファミリー・サポート・センター（藍住町勤労女性センター内）
------	-----------------------------------

【確保方策】

- ◇地域で子育てを支え合うことで仕事と子育ての両立に資する事業であるため、引き続き広域実施を継続します。
- ◇引き続き広報でのお知らせやチラシの配布、他事業を利用する保護者など、口コミによる情報伝達を中心に広く住民に情報発信等を行い、依頼会員及び提供会員の拡大を図ります。

（８）一時預かり事業

【事業の内容】

- ◇家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

【実績】

(単位：人日)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実績値	15,800	19,000	20,400	19,800	19,000

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	24,736	22,839	23,026	21,763	22,895
②確保方策	29,200	29,200	29,200	29,200	29,200
②－①	4,464	6,361	6,174	7,437	6,305

【実施体制】

4 か所	神宅幼稚園、東光幼稚園、松島幼稚園、高志幼稚園
------	-------------------------

【確保方策】

◇現在の提供体制で必要量を確保できる見通しであり、引き続き、教育・保育における1号認定に対応する幼稚園等での実施を促進しながら、ニーズに対応していきます。

② 幼稚園以外の一時預かり**【実績】**

(単位：人日)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績値	858	974	902	794	138

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	967	959	943	907	923
②確保方策	967	959	943	907	923
②－①	0	0	0	0	0

【実施体制】

1 か所	上板町立さくら保育所
------	------------

【確保方策】

◇利用実績からみて、見込み量に対応できる体制は確保されており、現在の提供体制で引き続き事業を実施します。

（９）延長保育事業

【事業の内容】

◇保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日並びに時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

◇第１期計画期間において、通常保育時間を午後６時 １５ 分まで延長したため、延長保育登録数は減少傾向にあります。

【実績】

（単位：人）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績値	13	11	9	10	5

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	12	12	12	11	11
②確保方策	12	12	12	11	11
②－①	0	0	0	0	0

【実施体制】

1 か所	上板町立さくら保育所
------	------------

【確保方策】

◇本事業の対象は実施施設に入所している児童になっており、需要に対応できる体制は確保されています。

(10) 病児保育事業

【事業の内容】

◇病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

◇上板町を含む 11 市町村における広域連携事業として実施しています。

【実績】

(単位：人日)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績値	75	59	118	57	60

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	107	106	106	100	102
②確保方策	184	184	184	184	184
②－①	77	78	78	84	82

【実施体制】

10 か所	藤岡小児クリニック、田山チャイルドクリニック、愛育小児科、えもとこどもクリニック、ひなたクリニック、末広ひなたクリニック、徳島赤十字乳児院、伊勢内科小児科、北島こどもクリニック、富本小児科内科
-------	--

【確保方策】

◇11 市町村における広域連携事業として実施しているため、広域連携区域内の全 10 か所で利用が可能です。

◇見込み量に対応できる体制は確保されており、現在の提供体制を維持しつつ、利用ニーズに対応していきます。

(11) 放課後児童健全育成事業

【事業の内容】

◇保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

◇令和元年度現在5か所で実施しています。

【実績】

(単位：人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実績値	124	128	126	151	218

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	1 年生	50	46	45	48	44
	2 年生	46	42	41	43	40
	3 年生	43	40	40	41	39
	4 年生	39	42	39	41	36
	5 年生	38	39	38	38	36
	6 年生	22	22	22	22	21
	計	238	231	225	233	216
②確保方策		280	280	280	280	280
②－①		42	49	55	47	64

【実施体制】

4か所	神宅学童保育クラブ「わくわくらんど」、高志学童保育「あゆっこクラブ」、松島学童保育「まつっこくらぶ」、東光学童保育「ゆめっこクラブ」
-----	--

【確保方策】

◇今後も小学校高学年までの受け入れ体制を確保していきます。

◇障がい児の受入れ体制の確保に努めます。

◇県等と連携をしながら、研修等を通じて支援員等の資質の向上に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の内容】

◇保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策】

◇今後、地域の実情やニーズの状態を十分に把握したうえで実施を検討します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業の内容】

◇地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

【確保方策】

◇今後の必要性に応じて、実施を検討していきます。

第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制

この計画の分野は、福祉・保健・教育・労働・生活環境など多岐にわたっています。このため、関係各課のみならず、家庭をはじめ、「子育て」に関わる主体的な取り組みを行う住民団体・グループ、地域社会、学校、社会福祉協議会、民生・児童委員、ボランティア、企業・事業所など多くの関係機関・団体と連携しながら、地域社会全体の取り組みとして、総合的かつ効果的な推進を図ります。

また、町民（保護者）、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「上板町子ども・子育て会議」等において、定期的に計画の進捗状況の評価、事業の充実や見直しについての協議を行うことで、効果的な進行管理に努めます。

2 計画の広報・啓発

地域社会全体で、すべての子どもの育ちと子育てを支援していくためには、町民や企業、関係機関等の理解や協力、参画が重要となります。町のホームページ、広報、パンフレット等を活用して本計画の周知に努めます。

また、計画の進捗状況についても、町のホームページ等により公表することで、町民への周知を図ります。

3 国・県との連携

近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国や県と連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、関係部局間と連携し、円滑な事務の実施に向けた体制を整備します。

1 上板町子ども・子育て支援事業計画策定の経過

年月日	事項
平成 30 年 12 月	アンケート調査実施
平成 31 年 2 月 15 日	平成 30 年度第 1 回子ども・子育て会議を実施 【協議内容】1. 上板町子ども・子育て会議について 2. 上板町子ども・子育て支援事業計画の実施状況について 3. 第 2 期上板町子ども・子育て支援事業計画策定のニーズ調査結果について 4. 今後の予定について 5. その他
令和 2 年 1 月 30 日	令和元年度第 1 回子ども・子育て会議を実施 【協議内容】1. 上板町子ども・子育て会議について 2. 上板町子ども・子育て支援事業計画の実施状況について 平成 30 年度実績報告、令和元年度実施状況 3. 第 2 期上板町子ども・子育て支援事業計画策定について 4. 今後の予定について 5. その他
令和 2 年 3 月 13 日	令和元年度第 2 回子ども・子育て会議を実施 【協議内容】1. パブリックコメントの結果について 2. 上板町子ども・子育て支援事業計画（案）について 3. その他

2 上板町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、上板町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから町長が任命する者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、福祉保健課において処理する。

(委任)

第7条 前各条に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、子ども・子育て会議が町長の同意を得て定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

3 上板町子ども・子育て会議 委員名簿

分 野	所属・役職等	氏 名	備考
第2条第1項に規定する保護者	上板町PTA連合会 会長	犬 伏 綾	
	さくら保育所保護者会 会長	板 東 孝 枝	
	上板町親子会連合会 会長	山 下 由 美	
第2条第2項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	小学校 校長代表	武 田 國 宏	
	さくら保育所所長	乾 千 代	
	上板町学童保育 指導員代表	村 上 ふ み	副会長
第2条第3項子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	上板町教育長職務代理者	團 雅 之	
	上板町主任児童委員	上 原 明 子	
	上板町主任児童委員	板 東 孝 子	
第2条第4項その他町長が必要と認める者	上板町議会議長	鈴 木 幸 三	
	上板町副町長	坂 東 泰 宏	会長
	上板町教育長	瀬 尾 裕 之	
	上板町社会福祉協議会事務局長	正 木 祐 史	
	上板町医師会 会長	野 田 五 朗	

第2期上板町子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和2年3月

発 行 上板町役場 福祉保健課

〒771-1392

徳島県板野郡上板町七條字経塚42番地

電 話 088-694-6810

FAX 088-694-5903